

阿蘇くじゅう国立公園

(阿蘇地域)

公園計画書

(公園計画の一部変更)

(環境省案)

平成 年 月 日

環 境 省



# 目 次

1 変更理由	3
2 規制計画	
(1) 保護規制計画	4
ア 特別地域	4
(ア) 第2種特別地域	6
イ 面積内訳	12
(ア) 地域地区別土地所有別面積	12
(イ) 地域地区別市町村別面積	14
3 事業計画	
(1) 施設計画	16
ア 利用施設計画	16
(ア) 単独施設	16
4 参考事項	
(1) 指定植物	23
(2) 過去の経緯	27
(3) 公園区域	28
(4) 保護規制計画	31
ア 特別地域	31
(ア) 特別保護地区	33
(イ) 第1種特別地域	36
(ウ) 第2種特別地域	42
(エ) 第3種特別地域	50
(オ) 乗り入れ規制地区	56
イ 普通地域	59
(5) 保護施設計画	62
(6) 利用施設計画	64
ア 集団施設地区	64
イ 単独施設	76
ウ 道路	88
(ア) 車道	88
(イ) 歩道	94
エ 運輸施設	102



## 1 変更理由

阿蘇くじゅう国立公園は、九州のほぼ中央に位置し、熊本県の阿蘇地域と大分県のくじゅう地域に大別される。

阿蘇地域は、最高峰の高岳、噴煙を上げる中岳、北麓に草千里を有する烏帽子岳、浸食痕の明瞭な杵島岳、風化浸食により貫入岩だけが残った根子岳の阿蘇五岳を中心に構成される中央火口丘と、その周囲に広がる阿蘇谷及び南郷谷からなる火口原、さらにそれを取り囲む外輪山によって構成されており、世界最大の複式火山景観と草原美に恵まれている。

本公園は、昭和9年に阿蘇国立公園として指定され、その後、昭和28年に由布鶴見地域が、昭和40年には九州横断道路沿線が拡張された。

阿蘇地域の公園計画については、昭和54年に全般的な見直し（再検討）、昭和61年にはくじゅう地域と併せて第1次点検が行われるとともに、名称が阿蘇くじゅう国立公園に改められた。その後、平成7年に両地域の第2次点検、平成17年には自然再生施設の追加を内容とする公園計画の一部変更、平成21年に第3次点検が行われ、現在に至っている。

今回は阿蘇地域について、優れた自然の景観を有する普通地域の一部を第2種特別地域に格上げし、併せて園地を追加するため、公園計画の一部変更を行うものである。

## 2 規制計画

### (1) 保護規制計画

保護規制計画の一部を次のとおり変更する。

#### ア 特別地域

特別地域の一部を、次のとおり変更する。

(表 1 : 特別地域変更表)

番号	区分	変更部分の区域
1	拡張	熊本県阿蘇市大字小里の一部

変 更 理 由	面 積 (ha)
<p>多くの水鳥を始め様々な動植物が生息・生育する内牧遊水地を擁するとともに、阿蘇五岳や阿蘇北外輪山の山々を見渡せる区域であり、これらの優れた風致を維持するとともに、適正な利用を推進するため、普通地域の一部を第2種特別地域に変更する。</p>	<p style="text-align: right;">7</p> <p style="text-align: right;">〔 国 6 〕</p> <p style="text-align: right;">〔 公 1 〕</p> <p style="text-align: right;">〔 私 0 〕</p>
<p style="text-align: center;">変更部分面積計</p>	<p style="text-align: right;">7</p> <p style="text-align: right;">〔 国 6 〕</p> <p style="text-align: right;">〔 公 1 〕</p> <p style="text-align: right;">〔 私 0 〕</p>
<p style="text-align: center;">変更前特別地域面積</p>	<p style="text-align: right;">35,714</p> <p style="text-align: right;">〔 国 10,003 〕</p> <p style="text-align: right;">〔 公 16,932 〕</p> <p style="text-align: right;">〔 私 8,779 〕</p>
<p style="text-align: center;">変更後特別地域面積</p>	<p style="text-align: right;">35,721</p> <p style="text-align: right;">〔 国 10,009 〕</p> <p style="text-align: right;">〔 公 16,933 〕</p> <p style="text-align: right;">〔 私 8,779 〕</p>

(ア) 第2種特別地域

第2種特別地域の区域の一部を、次のとおり変更する。

(表2：第2種特別地域変更表)

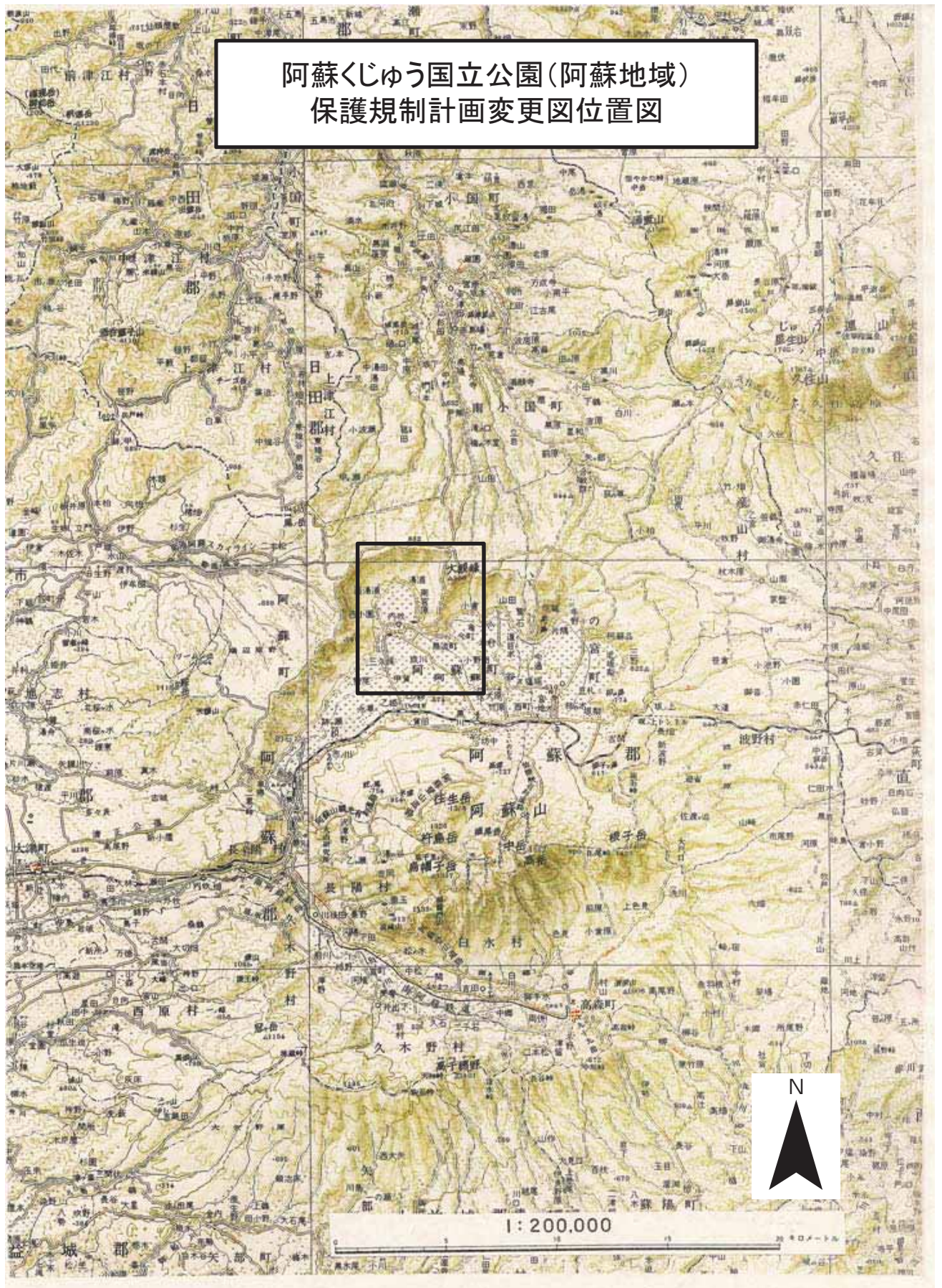
番号	区分	内容	名称	変更部分の区域
1	拡張	普通地域からの 振替	遠見ヶ鼻麓	熊本県阿蘇市大字小里の一部



変 更 理 由	面 積 (ha)							
<p>多くの水鳥を始め様々な動植物が生息・生育する内牧遊水地を擁するとともに、阿蘇五岳や阿蘇北外輪山の山々を見渡せる区域であり、これらの優れた風致を維持するとともに、適正な利用を推進するため、普通地域の一部を第2種特別地域に変更する。</p>	<table style="border: none;"> <tr><td style="text-align: right;">7</td></tr> <tr><td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">国</td><td style="text-align: right;">6</td></tr> <tr><td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">公</td><td style="text-align: right;">1</td></tr> <tr><td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">私</td><td style="text-align: right;">0</td></tr> </table>	7	国	6	公	1	私	0
7								
国	6							
公	1							
私	0							
変更部分面積計	<table style="border: none;"> <tr><td style="text-align: right;">7</td></tr> <tr><td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">国</td><td style="text-align: right;">6</td></tr> <tr><td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">公</td><td style="text-align: right;">1</td></tr> <tr><td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">私</td><td style="text-align: right;">0</td></tr> </table>	7	国	6	公	1	私	0
7								
国	6							
公	1							
私	0							
変更前第2種特別地域面積	<table style="border: none;"> <tr><td style="text-align: right;">13,903</td></tr> <tr><td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">国</td><td style="text-align: right;">2,928</td></tr> <tr><td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">公</td><td style="text-align: right;">6,832</td></tr> <tr><td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">私</td><td style="text-align: right;">4,143</td></tr> </table>	13,903	国	2,928	公	6,832	私	4,143
13,903								
国	2,928							
公	6,832							
私	4,143							
変更後第2種特別地域面積	<table style="border: none;"> <tr><td style="text-align: right;">13,910</td></tr> <tr><td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">国</td><td style="text-align: right;">2,934</td></tr> <tr><td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">公</td><td style="text-align: right;">6,833</td></tr> <tr><td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">私</td><td style="text-align: right;">4,143</td></tr> </table>	13,910	国	2,934	公	6,833	私	4,143
13,910								
国	2,934							
公	6,833							
私	4,143							

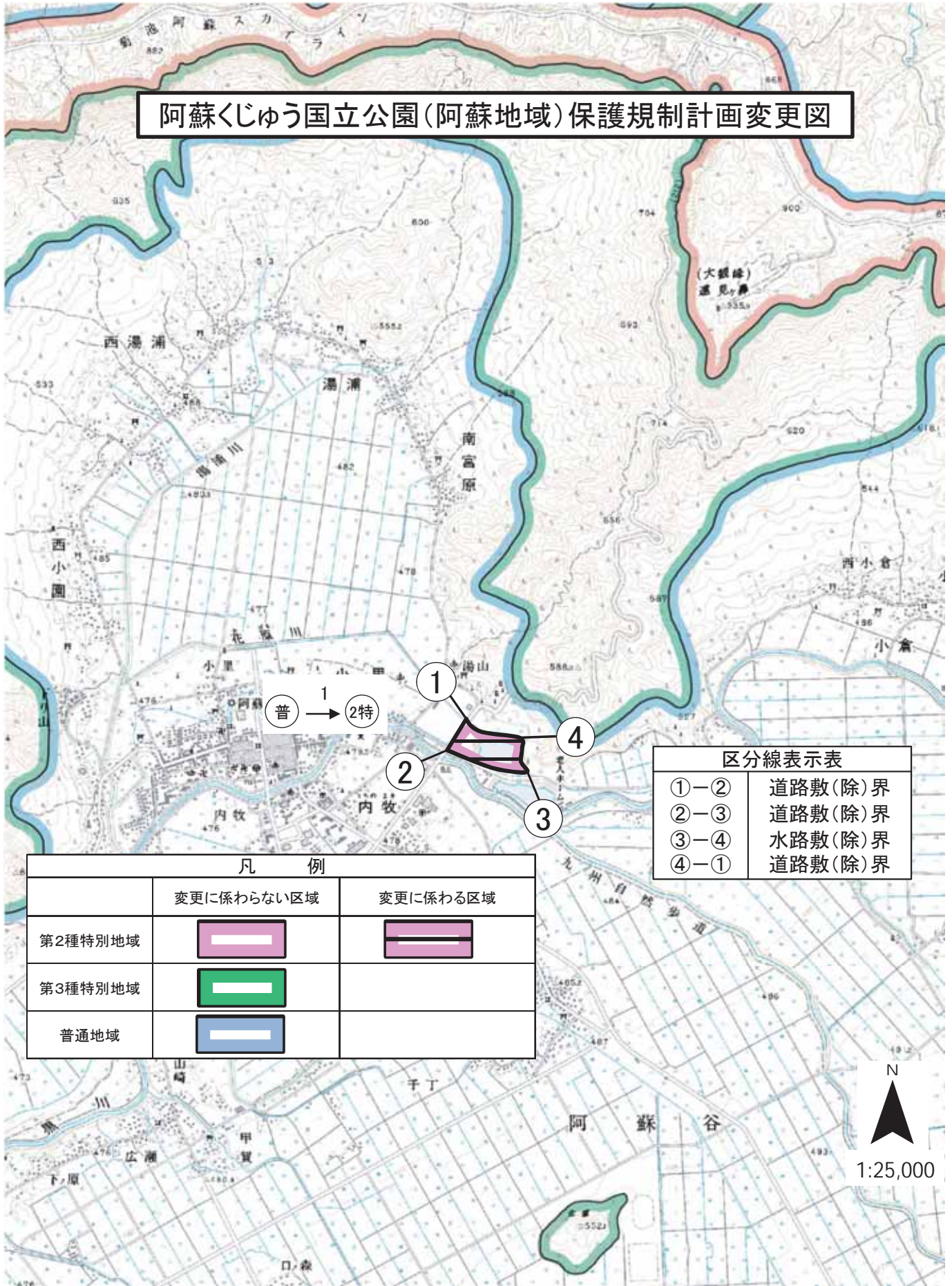


阿蘇くじゅう国立公園(阿蘇地域)  
保護規制計画変更図位置図





# 阿蘇くじゅう国立公園(阿蘇地域)保護規制計画変更図



普 → 2特

①-②	道路敷(除)界
②-③	道路敷(除)界
③-④	水路敷(除)界
④-①	道路敷(除)界

	変更に係わらない区域	変更に係わる区域
第2種特別地域		
第3種特別地域		
普通地域		

N  
1:25,000

イ 面積内訳

(ア) 地域地区別土地所有別面積 (変更後)

(表 3 : 地域地区別土地所有別面積総括表)

地域区分		特別地域								
		特別保護地区			第 1 種特別地域			第 2 種特別地域		
地種区分		国	公	私	国	公	私	国	公	私
土地所有別		国	公	私	国	公	私	国	公	私
熊 本 県	土地所有別面積	691	118	0	1,121	1,047	0	215	5,558	324
	地種区分別面積				2,168			6,097		
	地域地区別面積	809								
	地域別面積									
大 分 県	土地所有別面積	862	0	326	2,034	7	168	2,719	1,275	3,819
	地種区分別面積				2,209			7,813		
	地域地区別面積	1,188								
	地域別面積									
合 計	土地所有別面積	1,553	118	326	3,155	1,054	168	2,934	6,833	4,143
	地種区分別面積 (比率)				4,377 (6.0)			13,910 (19.1)		
	地域地区別面積 (比率)	1,997 (2.7)								
	地域別面積 (比率)									

(単位：面積h a、比率%)

第3種特別地域			普通地域 (陸域)			合計 (陸域)		
			国	公	私	国	公	私
1,071	8,133	2,767	1,841	8,546	22,936	4,939	23,402	26,027
11,971			33,323			54,368		
20,236								
21,045								
1,296	795	1,375	112	1,714	1,808	7,023	3,791	7,496
3,466			3,634			18,310		
13,488								
14,676								
2,367	8,928	4,142	1,953	10,260	24,744	11,962	27,193	33,523
15,437 (21.2)			36,957 (50.9)			72,678 (100)		
33,724 (46.4)								
35,721 (49.1)								

## (イ) 地域地区別市町村別面積

(表4：地域地区別市町村別面積総括表)

地域地区 市町村名		現 行							
		特別地域					普通地域 (陸域)	合計 (陸域) (A)	
		特 保	第1種	第2種	第3種	小 計			
熊 本 県	菊池市	0	50	183	237	470	292	762	
	阿蘇市	391	900	2,989	6,106	10,386	20,057	30,443	
	菊池郡	大津町	84	0	12	91	187	408	595
	阿蘇郡	南小国町	0	0	319	602	921	809	1,730
		小国町	0	40	0	137	177	1,302	1,479
		産山村	0	0	217	260	477	382	859
		高森町	317	300	622	1,586	2,825	2,054	4,879
		南阿蘇村	17	878	1,748	2,952	5,595	8,026	13,621
小 計		809	2,168	6,090	11,971	21,038	33,330	54,368	
大 分 県	別府市	0	95	2,020	0	2,115	0	2,115	
	竹田市	1,097	1,092	1,012	1,744	4,945	1,880	6,825	
	由布市	0	251	1,780	195	2,226	837	3,063	
	玖珠郡	九重町	91	771	2,999	1,527	5,388	917	6,305
		玖珠町	0	0	2	0	2	0	2
小 計		1,188	2,209	7,813	3,466	14,676	3,634	18,310	
合 計		1,997	4,377	13,903	15,437	35,714	36,964	72,678	



(単位：面積ha)

変 更 後							増減
特 別 地 域					普通地域 (陸域)	合計 (陸域) (B)	陸域 (B - A)
特 保	第1種	第2種	第3種	小 計			
0	50	183	237	470	292	762	0
391	900	2,996	6,106	10,393	20,050	30,443	0
84	0	12	91	187	408	595	0
0	0	319	602	921	809	1,730	0
0	40	0	137	177	1,302	1,479	0
0	0	217	260	477	382	859	0
317	300	622	1,586	2,825	2,054	4,879	0
17	878	1,748	2,952	5,595	8,026	13,621	0
		7		7	△ 7		
809	2,168	6,097	11,971	21,045	33,323	54,368	0
0	95	2,020	0	2,115	0	2,115	0
1,097	1,092	1,012	1,744	4,945	1,880	6,825	0
0	251	1,780	195	2,226	837	3,063	0
91	771	2,999	1,527	5,388	917	6,305	0
0	0	2	0	2	0	2	0
1,188	2,209	7,813	3,466	14,676	3,634	18,310	0
		7		7	△ 7		
1,997	4,377	13,910	15,437	35,721	36,957	72,678	0

### 3 事業計画

#### (1) 施設計画

施設計画の一部を次のように変更する。

##### ア 利用施設計画

利用施設計画の一部を次のとおり変更する。

##### (ア) 単独施設

##### ① 追加

次の単独施設を追加する。

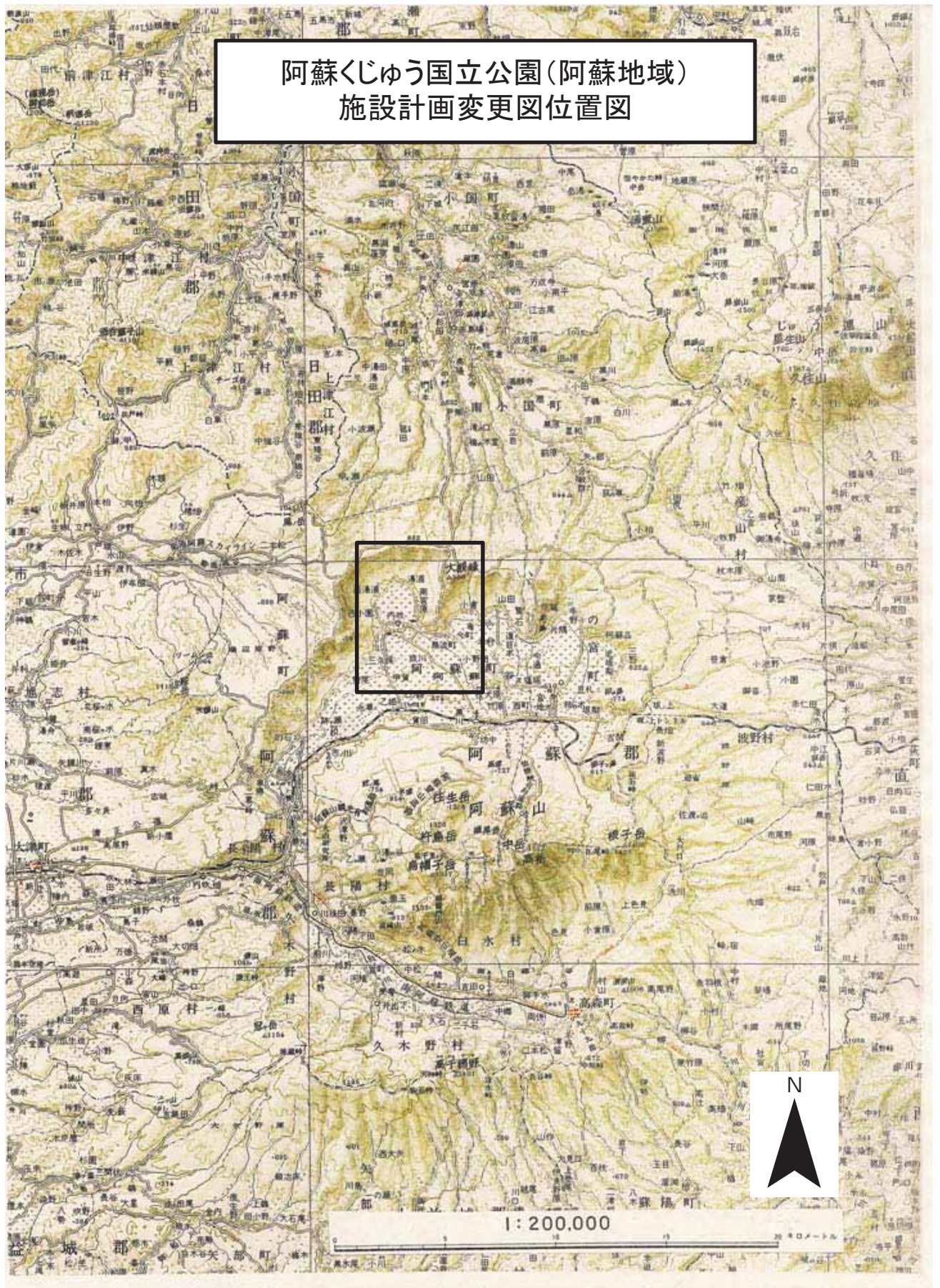
(表 5 : 単独施設追加表)

番号	種 類	位 置
121	園地	熊本県阿蘇市（小里）

整備方針	旧計画との関係
<p>多くの水鳥を始め様々な動植物が生息・生育する黒川水系の内牧遊水池を中心に、阿蘇五岳や阿蘇北外輪山の山々を見渡せる親水・散策・展望園地として整備する。</p>	<p>新規</p>

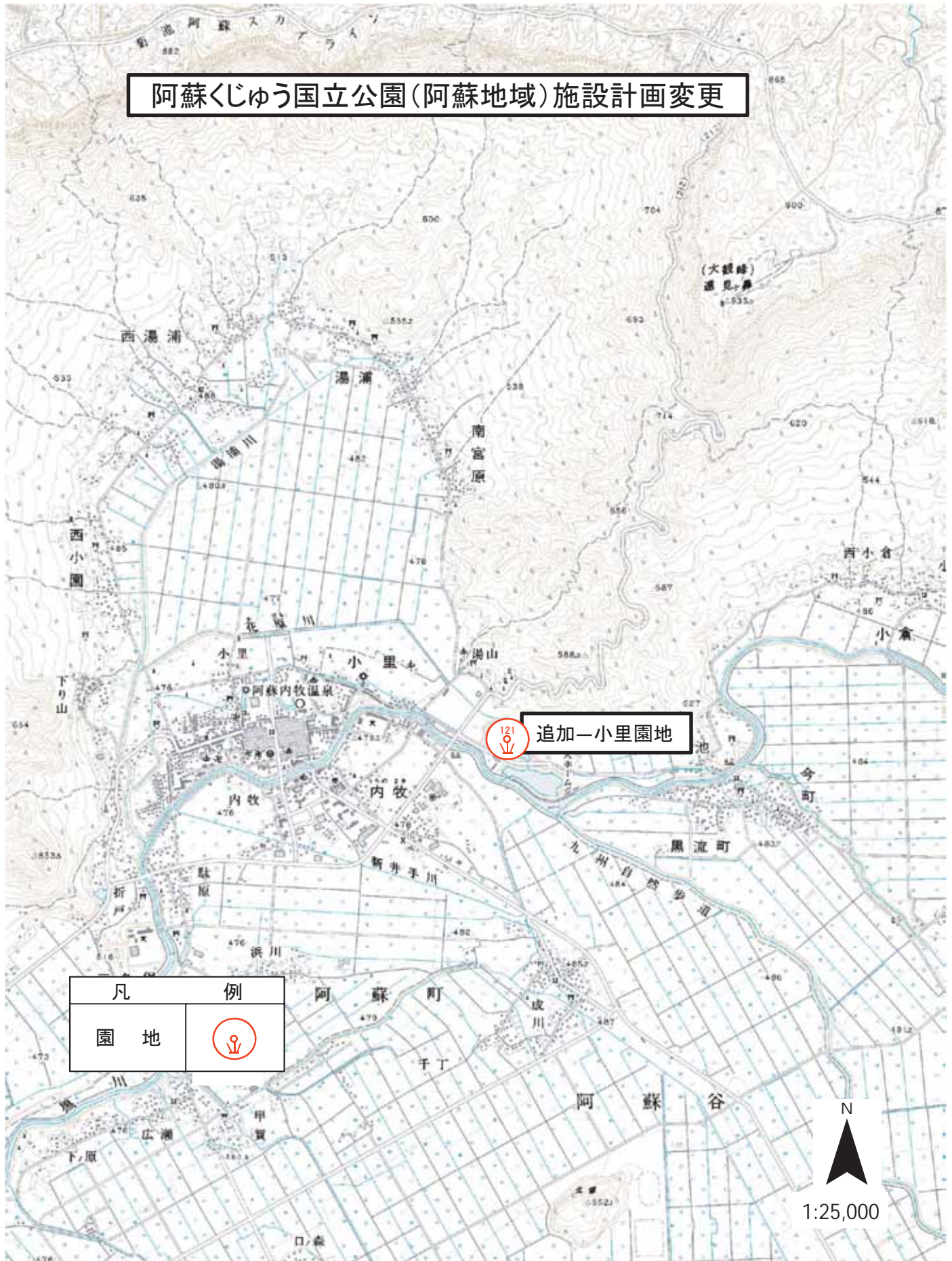


阿蘇くじゅう国立公園(阿蘇地域)  
施設計画変更図位置図





# 阿蘇くじゅう国立公園(阿蘇地域)施設計画変更



追加-小里園地

凡	例
園地	

N  
1:25,000





4 参考事項

(1) 指定植物

特別地域において、採取又は損傷を規制する植物は次のとおりである。

(表6：指定植物)

科 名	種 名 (ミズゴケ科の植物にあつては属名)
ミズゴケ	ミズゴケ
マツバラン	マツバラン
ヒカゲノカズラ	ヒメスギラン、マンネンスギ
ゼンマイ	ヤマドリゼンマイ
イノモトソウ	フジシダ
シノブ	シノブ
オシダ	ツクシイワヘゴ、オリヅルシダ
ウラボシ	イワオモダカ
ツチトリモチ	キュウシュウツチトリモチ、ミヤマツチトリモチ
ナデシコ	オグラセンノウ、マツモト (マツモトセンノウ)、ワチガイソウ、ワダソウ
キンポウゲ	ハナカズラ (ハナヅル)、レイジンソウ、タンナトリカブト、フクジュソウ、ユキワリイチゲ、イチリンソウ、アズマイチゲ、リュウキンカ (エンコウソウを含む。)、タカネハンショウヅル、ツクシサバノオ、トウゴクサバノオ、オキナグサ、ヤマシャクヤク、ベニバナヤマシャクヤク
メギ	ヒゴイカリソウ
スイレン	ヒツジグサ
ウマノスズクサ	タイリンアオイ (マルバカンアオイ)、クロフネサイシン、サンヨウアオイ

科名	種名 (ミズゴケ科の植物にあつては属名)
モウセンゴケ	モウセンゴケ
ベンケイソウ	アオベンケイ
ユキノシタ	ヤハズアジサイ、オオチャルメルソウ、シラヒゲソウ、ウメバチソウ、ワタナベソウ、ジンジソウ、ダイモンジソウ (ウチワダイモンジソウ、ヤクシマダイモンジソウを含む。)、クロクモソウ
バラ	シモツケソウ (アカバナシモツケソウを含む。)、イワキンバイ
カタバミ	コミヤマカタバミ
フウロソウ	イヨフウロ (シコクフウロ)、ツクシフウロ、コフウロ
スミレ	キスミレ、タチスミレ、シコクスミレ (ハコネスミレ)
セリ	ツクシゼリ (ヒナボウフウ)、ウバタケニンジン、ミツバグサ、ツクシボウフウ
イワウメ	イワカガミ (コイワカガミ、オオイワカガミを含む。)
イチヤクソウ	ウメガサソウ、シヤクジョウソウ、ギンリョウソウモドキ (アキノギンリョウソウ)、ギンリョウソウ
ツツジ	ヨウラクツツジ、ヒカゲツツジ、ミヤマキリシマ、ツクシシヤクナゲ (ホンシヤクナゲを含む。)、カラムラサキツツジ (ゲンカイツツジを含む。)、サイコクミツバツツジ、コバノミツバツツジ、フジツツジ、コメツツジ (チョウジ型を含む。)、ツクシドウダン、シロドウダン (ベニドウダンを含む。)、コケモモ
サクラソウ	サクラソウ
リンドウ	リンドウ、ハルリンドウ、センブリ、ムラサキセンブリ、シノノメソウ、イヌセンブリ、ミツガシワ
ガガイモ	ツクシガシワ
アカネ	サツマイナモリ

科名	種名 (ミズゴケ科の植物にあつては属名)
ハナシノブ	ハナシノブ
ムラサキ	ハイカメバソウ (ケルリソウ)
クマツヅラ	トサムラサキ (ヤクシマコムラサキを含む。)
ゴマノハグサ	キュウシュウコゴメグサ、ツクシコゴメグサ、ヤマウツボ (ケヤマウツボを含む。)、ツクシシオガマ、ツクシトラノオ (ヒロハトラノオ)、ホソバトラノオ (ホソバヒメトラノオ)、トラノオスズカケ、ツクシクガイソウ
イワタバコ	イワタバコ、シシンラン
ハマウツボ	キヨスミウツボ
タヌキモ	ミミカキグサ、コタヌキモ、ノタヌキモ、ホザキノミミカキグサ、ムラサキミミカキグサ
マツムシソウ	マツムシソウ
キキョウ	ヤツシロソウ、サワギキョウ、シデシャジン、キキョウ
キク	シオン、ツクシコウモリソウ、テバコモミジガサ、ミコシギク、イワギク、モリアザミ、ヒゴタイ、オタカラコウ、ハンカイソウ、オヒメヒゴタイ、クリシマヒゴタイ、キクアザミ、タカネコウリンギク、サワオグルマ
ユリ	ケイビラン、ネバリノギラン、ヤマラッキョウ、タマボウキ、シライトソウ、キバナチゴユリ、ホソバナコバイモ、ツクシショウジョウバカマ、キスゲ (ユウスゲ)、イワギボウシ、ノヒメユリ (スゲユリ)、ヒメユリ、コオニユリ、ミドリヨウラク、ワニグチソウ、タマガワホトトギス、ミヤマエンレイソウ (シロバナエンレイソウ)
ビャクブ	ヒメナベワリ
アヤメ	ノハナシヨウブ、エヒメアヤメ

科 名	種 名 (ミズゴケ科の植物にあつては属名)
ヒナノシヤクジョ	ヒナノシヤクジョウ
イネ	シマノガリヤス (キリシマノガリヤス)、コメススキ
カヤツリグサ	コイワカンスゲ、ミヤマイワスゲ (ソボサンスゲ)、ヌマクロボスゲ (シラカワスゲ)、ヤチカワズスゲ、ツルカミカワスゲ、クジュウスゲ、オオアゼスゲ、ツクシテンツキ、ミカヅキグサ、イヌノハナヒゲ、オオイヌノハナヒゲ、シズイ
ラン	ナゴラン、ヒナラン、シラン、マメヅタラン (マメラン)、ムギラン、キリシマエビネ、エビネ (タカネエビネ、ビゼンエビネを含む。)、ナツエビネ、キエビネ (オオエビネ、サツマエビネ、ヒゴエビネを含む。)、サルメンエビネ、ギンラン、キンラン、ササバギンラン、サイハイラン、シュンラン (ホクロ)、クマガイソウ、セッコク、カキラン、ツチアケビ、オニノヤガラ、アケボノシュスラン、ベニシュスラン、ツリシュスラン、ミヤマウズラ、シュスラン、ダイサギソウ、サギソウ、ミズトンボ、ムカゴソウ、ムヨウラン、ジガバチソウ、クモキリソウ、コ克蘭、ササバラン、フウラン、ヨウラクラン、ウチョウラン、コケイラン、ジンバイソウ、ミズチドリ、ツレサギソウ、ヤマサギソウ、オオバノトンボソウ、コバノトンボソウ、トキソウ、ヤマトキソウ、ベニカヤラン (マツラン)、カヤラン、クモラン、トンボソウ、キバナノショウキラン、ショウキラン

(2) 過去の経緯

昭和9年12月4日	阿蘇及び九重地域が阿蘇国立公園に指定
昭和13年5月13日	特別地域の指定
昭和28年9月1日	公園区域の拡張（鶴見岳周辺道路沿線）及び特別地域の変更
昭和31年5月1日	公園区域の削除（高崎山地区を瀬戸内海国立公園へ編入）
昭和40年3月25日	公園区域の拡張及び削除（横断道路沿線）及び特別地域（含む特別保護地区）の変更
昭和54年12月14日	公園区域及び公園計画の変更（阿蘇地域の再検討）
昭和56年2月3日	利用計画の一部変更（阿蘇山頂地区）
昭和56年3月25日	利用計画の一部変更（阿蘇山頂地区）
昭和56年12月14日	公園区域及び公園計画の変更（九重・由布鶴見地域の再検討）
昭和61年9月10日	公園区域及び公園計画の一部変更（第1次点検）及び 公園の名称変更（阿蘇くじゅう）
平成2年12月1日	公園計画の一部変更（小田の池、山下池を乗入れ規制地域に指定）
平成4年8月26日	公園計画の一部変更（九州自然歩道の路線変更）
平成7年12月12日	公園区域及び公園計画の一部変更（第2次点検）
平成16年4月21日	公園区域及び公園計画の一部変更 （くじゅう地域第3次点検、変更なし）
平成17年7月12日	公園計画の一部変更（自然再生施設の追加）
平成21年10月28日	公園計画の一部変更（阿蘇地域第3次点検）

(3) 公園区域

阿蘇くじゅう国立公園の区域は、次のとおりである。

(表7：公園区域表)

都道府県名	区 域	面積 (ha)
熊本県	菊池市内 国有林熊本森林管理署 1 林班から 5 林班まで、11 林班、18 林班及び19 林班の全部 菊池市 大字原及び旭志麓の一部	762
	阿蘇市内 国有林熊本森林管理署 4 林班から17 林班までの全部 阿蘇市 大字赤水、大字跡ヶ瀬、一の宮町荻の草、一の宮町北坂梨、一の宮町坂梨、一の宮町三野、一の宮町手野、一の宮町中坂梨、一の宮町中通、一の宮町宮地、大字今町、大字内牧、大字小倉、大字小里、大字乙姫、大字小野田、大字狩尾、大字蔵原、大字黒川、大字黒流町、大字小池、大字竹原、大字永草、波野大字新波野、波野大字中江、波野大字波野、大字西小園、大字西町、大字西湯浦、大字石、大字三久保、大字南宮原、大字無田、大字役犬原及び大字湯浦の全部並びに大字車帰及び大字山田の各一部	30,443
	菊池郡大津町内 国有林熊本森林管理署116 林班及び117 林班の全部 菊池郡大津町 大字古城、大字外牧及び大字真木の各一部	595
	阿蘇郡南小国町内 国有林熊本森林管理署236 林班及び237 林班の全部 阿蘇郡南小国町 大字満願寺の一部	1,730
	阿蘇郡小国町内 国有林熊本森林管理署238 林班及び240 林班の各一部 阿蘇郡小国町 大字上田、大字北里及び大字西里の各一部	1,479
	阿蘇郡産山村 大字田尻の一部	859

都道府県名	区 域	面積 (ha)	
熊本県	阿蘇郡高森町内 国有林熊本森林管理署222林班から226林班までの全部 阿蘇郡高森町 大字上色見、大字色見及び大字高森の全部	4,879	
	阿蘇郡南阿蘇村内 国有林熊本森林管理署119林班、120林班及び122林班 から128林班までの全部 阿蘇郡南阿蘇村 大字一関、大字河陽、大字下野、大字白川、大字中松 大字長野、大字久石、大字吉田及び大字両併の全部並 びに大字河陰及び大字立野の各一部	13,621	
		小計	54,368
大分県	別府市内 国有林大分西部森林管理署1007林班から1010林班ま での全部並びに1006林班、1012林班及び1013林班の各一 部 別府市 大字扇山、大字東山及び大字別府の各一部	2,115	
	竹田市内 国有林大分森林管理署46林班から50林班まで、227林 班、2061林班から2069林班まで及び2072林班の全部 竹田市 久住町大字有氏、久住町大字久住、久住町大字白丹及 び直入町大字長湯の各一部	6,825	
	由布市内 国有林大分森林管理署51林班の全部並びに11林班、 13林班、21林班及び215林班から217林班までの各一部 由布市 庄内町阿蘇野、湯布院町川上、湯布院町川北及び湯布 院町川西の各一部	3,063	

都道府県名	区 域	面積 (ha)	
大分県	玖珠郡九重町内 国有林大分西部森林管理署220林班、226林班、228林班から235林班まで、239林班、241林班及び242林班の全部並びに218林班及び221林班の各一部 玖珠郡九重町 大字田野、大字野上、大字町田及び大字湯坪の各一部	6,305	
	玖珠郡玖珠町 大字日出生の一部	2	
		小計	18,310
			72,678



(4) 保護規制計画

ア 特別地域

次の区域を特別地域とする。

(表8：特別地域総括表)

都道府県名	区 域	面積 (ha)
熊本県	菊池市内 国有林熊本森林管理署3林班から5林班まで、11林班、18林班及び19林班の各一部 菊池市 旭志麓の一部	470
	阿蘇市内 国有林熊本森林管理署5林班、6林班及び8林班から12林班までの各一部 阿蘇市 大字赤水、大字跡ヶ瀬、一の宮町荻の草、一の宮町北坂梨、一の宮町坂梨、一の宮町三野、一の宮町手野、一の宮町中通、一の宮町宮地、大字小倉、大字小里、大字乙姫、大字狩尾、大字蔵原、大字車帰、大字黒川、大字小池、大字竹原、大字永草、波野大字新波野、波野大字中江、波野大字波野、大字西小園、大字西町、大字西湯浦、大字石的、大字三久保、大字南宮原、大字山田及び大字湯浦の各一部	10,393
	菊池郡大津町内 国有林熊本森林管理署116林班の全部及び117林班の一部 菊池郡大津町 大字外牧の一部	187
	阿蘇郡南小国町内 国有林熊本森林管理署236林班及び237林班の全部 阿蘇郡南小国町 大字満願寺の一部	921
	阿蘇郡小国町内 国有林熊本森林管理署240林班の一部 阿蘇郡小国町 大字北里の一部	177
	阿蘇郡産山村 大字田尻の一部	477
	阿蘇郡高森町内 国有林熊本森林管理署222林班から226林班までの全部 阿蘇郡高森町 大字上色見、大字色見及び大字高森の各一部	2,825

都道府県名	区 域	面積 (ha)	
	阿蘇郡南阿蘇村内 国有林熊本森林管理署119林班及び122林班から128林班までの全部 阿蘇郡南阿蘇村 大字一関、大字河陰、大字河陽、大字下野、大字白川、大字立野、大字中松、大字長野、大字久石、大字吉田及び大字両併の各一部	5,595	
		小計	21,045
大分県	別府市内 国有林大分西部森林管理署1007林班から1010林班までの全部並びに1006林班、1012林班及び1013林班の各一部 別府市 大字扇山、大字東山及び大字別府の各一部	2,115	
	竹田市内 国有林大分森林管理署46林班から50林班まで、227林班及び2061林班から2069林班までの全部並びに2072林班の一部 竹田市 久住町大字有氏、久住町大字久住、久住町大字白丹及び直入町大字長陽の各一部	4,945	
	由布市内 国有林大分森林管理署51林班の全部並びに11林班、13林班、21林班及び215林班から217林班までの各一部 由布市 庄内町阿蘇野、湯布院町川上、湯布院町川北及び湯布院町川西の各一部	2,226	
	玖珠郡九重町内 国有林大分西部森林管理署220林班、228林班から235林班まで、239林班、241林班及び242林班の全部並びに218林班、221林班及び226林班の各一部 玖珠郡九重町 大字田野、大字野上、大字町田及び大字湯坪の各一部	5,388	
	玖珠郡玖珠町 大字日出生の一部	2	
		小計	14,676
	合 計		35,721

(ア) 特別保護地区  
 特別地域のうち、次の区域を特別保護地区とする。

(表9：特別保護地区総括表)

都道府県名	区 域	面積 (ha)	
熊本県	阿蘇市 一の宮町坂梨、一の宮町宮地及び大字黒川の各一部	391	
	菊池郡大津町内 国有林熊本森林管理署116林班の全部	84	
	阿蘇郡高森町内 国有林熊本森林管理署224林班の全部並びに223林班及び226林班の各一部	317	
	阿蘇郡南阿蘇村 大字河陰の一部	17	
		小計	809
大分県	竹田市内 国有林大分森林管理署2069林班の全部並びに46林班、47林班、2064林班から2068林班まで及び2072林班の各一部 竹田市 久住町大字久住の一部	1,097	
	玖珠郡九重町内 国有林大分西部森林管理署228林班及び229林班の各一部	91	
		小計	1,188
合 計			1,997

(表10：特別保護地区内訳表)

名 称	区 域
九重山群	大分県竹田市内 国有林大分森林管理署 2069林班の全部並びに46林班、47林班、2064林班から 2068林班まで及び2072林班の各一部 大分県竹田市 久住町大字久住の一部 大分県玖珠郡九重町内 国有林大分西部森林管理署 228林班及び229林班の各一部
高岳・中岳	熊本県阿蘇市 一の宮町坂梨、一の宮町宮地及び大字黒川の各一部 熊本県阿蘇郡高森町内 国有林熊本森林管理署 226林班の一部
根子岳	熊本県阿蘇市 一の宮町坂梨の一部 熊本県阿蘇郡高森町内 国有林熊本森林管理署 224林班の全部及び223林班の一部
北向山	熊本県菊池郡大津町内 国有林熊本森林管理署 116林班の全部 熊本県阿蘇郡南阿蘇村 大字河陰の一部
合	

地 区 の 概 要	面積 (ha)
<p>本公園のほぼ中央に位置する九重山群の中核部分で、地形としてはトロイデ（平治岳はコニーデ）の集合体である。植生としては、大船山を中心とする九州山頂風衝帯特有のミヤマキリシマ群落及び亜高山帯の代表植生であるコケモモ群落（いずれも国指定天然記念物）がある。</p> <p>平治岳北側についても同様である。</p> <p>地域全体が火山性植生の見本園ともいふべき景観を呈しており、学術的にも、景観的にも特に優れている。</p>	1,188
<p>火山活動中の噴火口、砂千里及び山頂一帯の自然裸地（火山荒原）等の典型的な火山地形である。</p>	529
<p>鋸歯状の火山岩峰の地形及び中央火口丘では、唯一の天然林（低木林）である。</p>	179
<p>標高の低い地域は常緑広葉樹、高い地域は落葉広葉樹を主体とする優れた天然林と火口瀬の地形である。</p>	101
計	1,997

- (イ) 第1種特別地域  
次の区域を第1種特別地域とする。

(表11：第1種特別地域総括表)

都道府県名	区 域	面積 (ha)	
熊本県	菊池市内 国有林熊本森林管理署3林班から5林班まで及び11林班の各一部	50	
	阿蘇市内 国有林熊本森林管理署5林班、6林班及び8林班から11林班までの各一部 阿蘇市 大字赤水、一の宮町坂梨、一の宮町宮地、大字乙姫、大字黒川、大字竹原、大字永草及び大字西町の各一部	900	
	阿蘇郡小国町内 国有林熊本森林管理署240林班の一部	40	
	阿蘇郡高森町内 国有林熊本森林管理署226林班の一部	300	
	阿蘇郡南阿蘇村内 国有林熊本森林管理署122林班の全部及び123林班から126林班までの各一部 阿蘇郡南阿蘇村 大字一関、大字白川、大字中松及び大字吉田の各一部	878	
		小計	2,168
	大分県	別府市内 国有林大分西部森林管理署1010林班、1012林班及び1013林班の各一部 別府市 大字東山の一部	95
竹田市内 国有林大分森林管理署50林班の全部並びに47林班から49林班まで、227林班及び2061林班から2068林班までの各一部		1,092	
由布市内 国有林大分森林管理署13林班及び51林班の各一部 由布市 湯布院町川上及び湯布院町川西の各一部		251	

都道府県名	区 域	面積 (ha)	
大分県	玖珠郡九重町内 国有林大分西部森林管理署226林班、228林班から230 林班まで、232林班、233林班、239林班、241林班及び 242林班の各一部 玖珠郡九重町 大字田野の一部	771	
		小計	2,209
合 計		4,377	

(表12：第1種特別地域内訳表)

名 称	区 域
由布岳山頂部	大分県別府市内 国有林大分西部森林管理署 1010林班、1012林班及び1013林班の各一部 大分県由布市内 国有林大分森林管理署 13林班の一部
猪の瀬戸	大分県別府市 大字東山の一部
岳本	大分県由布市 湯布院町川上の一部
小田の池	大分県由布市 湯布院町川西の一部
涌蓋山山頂部	大分県玖珠郡九重町内 国有林大分西部森林管理署 239林班、241林班及び242林班までの各一部 熊本県阿蘇郡小国町内 国有林熊本森林管理署 240林班の一部
タダ原	大分県玖珠郡九重町 大字田野の一部
久住、三俣山腹 (九州横断道路より 東側の九重山群山麓)	大分県竹田市内 国有林大分森林管理署 227林班、2061林班から2068林班までの各一部 大分県玖珠郡九重町内 国有林大分西部森林計画区 226林班、228林班から230林班まで、232林班及び233林班 の各一部
黒岩・泉水山東側斜面	大分県玖珠郡九重町内 国有林大分西部森林計画区 230林班の一部 大分県玖珠郡九重町 大字田野の一部
黒岳	大分県由布市内 国有林大分森林管理署 51林班の一部 大分県竹田市内 国有林大分森林管理署 50林班の全部及び47林班から49林班までの各一部



地 区 の 概 要	面積 (ha)
<p>標高1,583mの典型的な鐘状火山で、その優美な山容は豊後富士と称され、また、山頂部の風衝林は、原始性が保たれている。</p>	98
<p>由布岳の麓に広がる火山性湿原で、草地と湿地とが混在し、貴重な湿原性植生を有する。</p>	38
<p>由布岳山麓のコナラ原生林で、県の天然記念物にも指定されている。</p>	15
<p>本公園内における数少ない自然湖であり、また、湖畔の湿地には貴重な湿原植生を有する。</p>	38
<p>九重山群の西端に位置する標高1,500mの端正な形をした山で、山容から玖珠富士の名がある。 山頂風衝帯の植生は、ミズナラ林及びミヤマキリシマ群落で、優れた自然景観を呈している。</p>	94
<p>九重山群の麓に広がる火山性湿原で、貴重な湿原植生を有する。</p>	44
<p>特別保護地区を取り囲む九重山群の山腹で、優れた風衝草原及び天然林の林相を呈している。</p>	1,275
<p>草原景観、山頂風衝帯の植生及び天然林を有しており、また、長者原集団施設地区の背後地として重要な位置にある。</p>	125
<p>大船山の東北方にある標高1,630mの山本で、九重山群における唯一の原生林である。</p>	522

名 称	区 域
菊池溪谷	熊本県菊池市内 国有林熊本森林管理署 3林班から5林班まで及び11林班の各一部 熊本県阿蘇市内 国有林熊本森林管理署 5林班、6林班及び8林班から11林班までの各一部
米塚	熊本県阿蘇市 大字乙姫、大字永草の各一部
杵島岳・往生岳	熊本県阿蘇市 大字黒川の一部
檜尾岳・丸山	熊本県阿蘇市 一の宮町坂梨、一の宮町宮地、大字黒川、大字竹原及び 大字西町の各一部 熊本県阿蘇郡高森町内 国有林熊本森林管理署 226林班の一部 熊本県阿蘇郡南阿蘇村 大字一関、大字白川及び大字吉田の各一部
烏帽子岳・草千里	熊本県阿蘇市 大字赤水、大字黒川及び大字永草の各一部 熊本県阿蘇郡南阿蘇村 大字中松の一部
南外輪山山稜	熊本県阿蘇郡南阿蘇村内 国有林熊本森林管理署 122林班の全部及び123林班から126林班までの各一部
合	

地 区 の 概 要	面積 (ha)
暖帯から温帯に移行する優れた天然林と瀑布、深淵等を有する溪谷の地域である。	200
特異な噴石丘の山容を呈している。	11
中央火口丘群山頂部一帯の火山地形と植生（ミヤマキリシマ群落）が顕著な地域である。	178
中央火口丘群山頂部一帯の火山地形と植生（ミヤマキリシマ群落）が顕著な地域である。	1,270
中央火口丘群及び寄生火山の地形と地被を保護する必要がある地域である。	225
南外輪山山稜部に残された天然林地域である。	244
計	4,377

- (ウ) 第2種特別地域  
次の区域を第2種特別地域とする。

(表13：第2種特別地域総括表)

都道府県名	区 域	面積 (ha)	
熊本県	菊池市内 国有林熊本森林管理署3林班、11林班及び19林班の各一部 菊池市 旭志麓の一部	183	
	阿蘇市 大字赤水、一の宮町荻の草、一の宮町坂梨、一の宮町手野、一の宮町中通、一の宮町宮地、大字小里、大字乙姫、大字蔵原、大字黒川、大字竹原、大字永草、波野大字中江、大字西町、大字西湯浦、大字山田及び大字湯浦の各一部	2,996	
	菊池郡大津町内 国有林熊本森林管理署117林班の一部	12	
	阿蘇郡南小国町 大字満願寺の一部	319	
	阿蘇郡産山村 大字田尻の一部	217	
	阿蘇郡高森町内 国有林熊本森林管理署225林班及び226林班の各一部 阿蘇郡高森町 大字上色見、大字色見及び大字高森の各一部	622	
	阿蘇郡南阿蘇村内 国有林熊本森林管理署123林班の一部 阿蘇郡南阿蘇村 大字一関、大字河陰、大字河陽、大字立野、大字中松及び大字長野の各一部	1,748	
		小計	6,097
	大分県	別府市内 国有林大分西部森林管理署1007林班から1009林班までの全部並びに1006林班、1010林班及び1013林班の各一部 別府市 大字扇山、大字東山及び大字別府の各一部	2,020

都道府県名	区 域	面積 (ha)	
大分県	竹田市内 国有林大分森林管理署46林班から49林班まで、227林班、2061林班及び2072林班の各一部 竹田市 久住町大字有氏、久住町大字久住、久住町大字白丹及び直入町大字長陽の各一部	1,012	
	由布市内 国有林大分森林管理署11林班、13林班、21林班、51林班及び215林班から217林班までの各一部 由布市 庄内町阿蘇野、湯布院町川上、湯布院町川北及び湯布院町川西の各一部	1,780	
	玖珠郡九重町内 国有林大分西部森林管理署220林班及び234林班の全部並びに218林班、221林班、226林班及び228林班から233林班までの各一部 玖珠郡九重町 大字田野、大字野上、大字町田及び大字湯坪の各一部	2,999	
	玖珠郡玖珠町 大字日出生の一部	2	
		小計	7,813
	合 計		13,910

(表14：第2種特別地域内訳表)

名 称	区 域
由布岳・鶴見岳	大分県別府市内 国有林大分西部森林管理署 1007林班から1009林班までの全部並びに1006林班、1010林班及び1013林班の各一部 大分県別府市 大字扇山、大字東山及び大字別府の各一部 大分県由布市内 国有林大分森林管理署 11林班及び13林班の各一部 大分県由布市 湯布院町川上の一部
九州横断道路沿線 (大分県由布市荒木から熊本県阿蘇市一の宮町城山まで)	大分県由布市内 国有林大分森林管理署 21林班及び215林班から217林班までの各一部 大分県由布市 湯布院町川北及び湯布院町川西の各一部 大分県玖珠郡九重町内 国有林大分西部森林管理署 220林班の全部並びに218林班及び221林班の各一部 大分県玖珠郡九重町 大字田野及び大字野上の各一部 大分県玖珠郡玖珠町 大字日出生の一部 熊本県阿蘇市 一の宮町荻の草及び一の宮町手野の各一部 熊本県阿蘇郡南小国町 大字満願寺の一部 熊本県阿蘇郡産山村 大字田尻の一部
九重山群山麓	大分県竹田市内 国有林大分森林管理署 46林班から48林班まで、227林班、2061林班及び2072林班の各一部 大分県竹田市 久住町大字有氏、久住町大字久住及び久住町大字白丹の各一部 大分県由布市 庄内町阿蘇野の一部 大分県玖珠郡九重町内 国有林大分西部森林計画区 234林班の全部並びに226林班、228林班から233林班までの各一部 大分県玖珠郡九重町 大字田野及び大字湯坪の各一部

地 区 の 概 要	面積 (ha)
<p>由布岳の第1種特別地域を取り囲む南側山腹と山麓一帯は、優れた山容と優美な草原景観を呈している。</p> <p>鶴見岳は、標高1,375mの鐘状火山で多くの側火山を持つ巨大な山塊で優れた山容を呈しており、山頂近くまでロープウェイが架設されているため、奥別府の好展望地としての利用の拠点でもある。</p> <p>また、鶴見岳南東麓に位置する志高湖は、本公園でも数少ない湖であり、水辺レクリエーションを中心とする利用基礎となっている。</p>	2,655
<p>阿蘇地域と九重・由布鶴見地域を結び、本公園を横断する利用上の幹線道路沿線地域で、瀬の本高原、飯田高原等の広大な草原景観が広がり、本公園の代表的な風景地である。</p>	3,584
<p>九重山群の特別保護地区及び第1種特別地域を取り囲む地域で、主として天然林の林相を呈している。</p> <p>また、三俣山と大船山に囲まれた坊ガツルは、九州本土最標高の山地湿原で多くの湿原植物を有する。</p>	2,344

名 称	区 域
黒岳山麓	大分県竹田市内 国有林大分森林管理署 49林班の一部 大分県由布市内 国有林大分森林管理署 51林班の一部
黒岳東麓	大分県竹田市 直入町大字長陽の一部
沢水	大分県竹田市 久住町大字久住の一部
斧岳	熊本県阿蘇市 大字西湯浦の一部
菊池溪谷	熊本県菊池市内 国有林熊本森林管理署 3林班、11林班及び19林班の各一部
北外輪山内壁及び 北外輪山主要道路沿線	熊本県阿蘇市 一の宮町手野、一の宮町中通、大字西湯浦、大字山田 及び大字湯浦の各一部
内牧	熊本県阿蘇市 大字小里の一部
鞍岳	熊本県菊池市 旭志麓の一部
中央火口丘の山腹	熊本県阿蘇市 大字赤水、一の宮町坂梨、一の宮町宮地、大字乙姫、 大字蔵原、大字黒川、大字竹原、大字永草、波野大字 中江及び大字西町の各一部 熊本県阿蘇郡南阿蘇村 大字一関、大字河陽、大字中松及び大字長野の各一部 熊本県阿蘇郡高森町内 国有林熊本森林管理署 225林班及び226林班の各一部 熊本県阿蘇郡高森町 大字上色見及び大字色見の各一部
立野火口瀬	熊本県菊池郡大津町内 国有林熊本森林管理署 117林班の一部 熊本県阿蘇郡南阿蘇村 大字河陰、大字河陽及び大字立野の各一部



地 区 の 概 要	面積 (ha)
第1種特別地域の黒岳原生林の山麓にあたり、山頂部を厳正に保護するための緩衝地帯としての役割を有する自然林地域である。	114
黒岳東麓で、国内希少野生動植物種のイヌワシが生息する岩壁を含む特異な溶岩台地、良好な草地を有する地域である。	172
九重山群の南麓で、広大な草原景観を呈する久住高原の一部である。	75
北外輪山北側の台地にある丘陵状の草原景観地域である。	36
溪谷の地形と森林の植生を保護し、第1種特別地域の緩衝地帯として必要な地域である。	75
外輪山内壁の露岩風景と主要道路沿線の地域である。	696
多くの水鳥を始め様々な動植物が生息・生育する内牧遊水地を擁し、阿蘇五岳や阿蘇北外輪山の山々を見渡せる地域である。	7
北外輪山西側の丘陵状の地域である。	108
中央火口丘群の山腹の地形を保護し、特別保護地区及び第1種特別地域の緩衝地帯として重要であるとともに、利用拠点周辺の風致維持上必要な地域である。	3,376
火口瀬の溪谷の地形と植生を保護し、北向山特別保護地区の緩衝地帯として重要な地域である。	66

名 称	区 域
清栄山	熊本県阿蘇郡高森町 大字高森の一部
高城山	熊本県阿蘇郡南阿蘇村 大字河陰の一部
南外輪山山稜	熊本県阿蘇郡南阿蘇村内 国有林熊本森林管理署 123林班の一部
合	

地 区 の 概 要	面積 (ha)
南外輪山内壁東側の特異な山容と高森集団施設地区周辺の地域である。	505
南外輪山内壁中央部の高城山、羅漢岩間の露岩風景地である。	69
多津山峠から駒返峠間の山稜部で、外輪山内壁の一部を構成している。	28
計	13,910

(エ) 第3種特別地域

次の区域を第3種特別地域とする。

(表15：第3種特別地域総括表)

都道府県名	区 域	面積 (ha)
熊本県	菊池市内 国有林熊本森林管理署3林班、11林班及び19林班の各一部 菊池市 旭志麓の一部	237
	阿蘇市内 国有林熊本森林管理署10林班及び12林班の各一部 阿蘇市 大字赤水、大字跡ヶ瀬、一の宮町荻の草、一の宮町北坂梨、一の宮町坂梨、一の宮町三野、一の宮町手野、一の宮町中通、一の宮町宮地、大字小倉、大字小里、大字乙姫、大字狩尾、大字蔵原、大字車帰、大字黒川、大字小池、大字竹原、大字永草、波野大字新波野、波野大字中江、波野大字波野、大字西小園、大字西町、大字西湯浦、大字石、大字三久保、大字南宮原、大字山田及び大字湯浦の各一部	6,106
	菊池郡大津町内 国有林熊本森林管理署117林班の一部 菊池郡大津町 大字外牧の一部	91
	阿蘇郡南小国町内 国有林熊本森林管理署236林班及び237林班の全部 阿蘇郡南小国町 大字満願寺の一部	602
	阿蘇郡小国町内 国有林熊本森林管理署240林班の一部 阿蘇郡小国町 大字北里の一部	137
	阿蘇郡産山村 大字田尻の一部	260
	阿蘇郡高森町内 国有林熊本森林管理署222林班の全部並びに223林班及び225林班の各一部 阿蘇郡高森町 大字上色見、大字色見及び大字高森の各一部	1,586

都道府県名	区 域	面積 (ha)	
熊本県	阿蘇郡南阿蘇村内 国有林熊本森林管理署119林班、127林班及び128林班 の全部並びに124林班から126林班までの各一部 阿蘇郡南阿蘇村 大字河陰、大字河陽、大字白川、大字下野、大字立 野、大字長野、大字久石、大字吉田及び大字両併の各 一部	2,952	
		小計	11,971
大分県	竹田市 国有林大分森林管理署 2061林班から2068林班まで及び2072林班の各一部 竹田市 久住町大字有氏、久住町大字久住及び久住町大字白丹 の各一部	1,744	
	由布市 庄内町阿蘇野及び湯布院町川西の一部	195	
	玖珠郡九重町内 国有林大分西部森林管理署235林班の全部並びに231林 班、232林班、239林班、241林班及び242林班の各一部 玖珠郡九重町 大字田野、大字町田及び大字湯坪の各一部	1,527	
		小計	3,466
合 計		15,437	

(表16：第3種特別地域内訳表)

名 称	区 域
野稻岳東部	大分県由布市 湯布院町川西の一部
涌蓋山の山腹	熊本県阿蘇郡小国町内 国有林熊本森林管理署 240林班の一部 熊本県阿蘇郡小国町 大字北里の一部 大分県玖珠郡九重町内 国有林大分西部森林管理署 239林班、241林班及び242林班の各一部 大分県玖珠郡九重町 大字町田及び大字湯坪の各一部
泉水山、黒岩山、合頭山 北部及び西部	大分県玖珠郡九重町内 国有林大分西部森林管理署 235林班の全部並びに231林班及び232林班の各一部 大分県玖珠郡九重町 大字田野及び大字湯坪の各一部
黒岩東麓	大分県由布市 庄内町阿蘇野の一部
九重山群南麓 (硫黄鉍山を含む。)	大分県竹田市内 国有林大分森林管理署 2061林班から2068林班まで及び2072林班の各一部 大分県竹田市 久住町大字有氏、久住町大字久住及び久住町大字白丹の 各一部
一目山・瀬の本高原周辺	熊本県阿蘇郡南小国町内 国有林熊本森林管理署 236林班及び237林班の全部 熊本県阿蘇郡南小国町 大字満願寺の一部 熊本県阿蘇郡産山村 大字田尻の一部
小国阿蘇線、尾ノ岳線 及び大津北外輪山沿線	熊本県阿蘇市 大字西湯浦、大字山田及び大字湯浦の各一部
菊池溪谷周辺	熊本県菊池市内 国有林熊本森林管理署 3林班、11林班及び19林班の各一部 熊本県阿蘇市内 国有林熊本森林管理署 10林班及び12林班の各一部

地 区 の 概 要	面積 (ha)
原野造林が進み、スギ、ヒノキ等の人工林であるが、西方の第2種特別地域と一体となって野稲岳の山麓景観を形成している。	139
スギ、ヒノキの人工林及び草原であるが、独立峰である涌蓋山は優れた山容を形成している。	666
広大な草原景観、スギ、ヒノキ等の人工林及びクヌギ等の二次林であり、農林業を主とする他産業との調整を図る。	987
黒岳東麓で、特異な溶岩台地、良好な草地を有し、黒岩山麓一帯の自然林に隣接する地域である。	56
上部はスギ、ヒノキ等の人工林、下部は広大な草原となっているが、草地改良等も進んでおり、農林業を主とした他産業との調整を図る。	1,755
利用拠点たる瀬の本を含む草原地である。	862
利用道路（車道）の沿線地域である。	227
菊池溪谷の主要道路沿線地域である。	168

名 称	区 域
外輪山内壁	<p>熊本県阿蘇市            大字跡ヶ瀬、一の宮町北坂梨、一の宮町坂梨、一の宮町三野、一の宮町手野、一の宮町中通、大字小倉、大字小里、大字狩尾、大字車帰、大字小池、大字西小園、大字西湯浦、大字的石、大字三久保、大字南宮原、大字山田及び大字湯浦の各一部</p> <p>熊本県阿蘇郡高森町            大字高森の一部</p> <p>熊本県阿蘇郡南阿蘇村内            国有林熊本森林管理署            119林班、127林班及び128林班の全部並びに124林班から126林班の各一部</p> <p>熊本県阿蘇郡南阿蘇村            大字河陰、大字久石、大字立野及び大字両併の各一部</p>
鞍岳周辺	<p>熊本県菊池市            旭志麓の一部</p>
北塚、本塚、灰塚	<p>熊本県阿蘇市            大字黒川の一部</p>
中央火口丘の裾野	<p>熊本県阿蘇市            大字赤水、一の宮町坂梨、一の宮町宮地、大字乙姫、大字蔵原、大字黒川、大字竹原、大字永草、波野大字新波野、波野大字中江、波野大字波野及び大字西町の各一部</p> <p>熊本県阿蘇郡高森町内            国有林熊本森林管理署            222林班の全部並びに223林班及び225林班の各一部</p> <p>熊本県阿蘇郡高森町            大字上色見及び大字色見の各一部</p> <p>熊本県阿蘇郡南阿蘇村            大字河陽、大字下野、大字白川、大字長野及び大字吉田の各一部</p>
火口瀬	<p>熊本県菊池郡大津町内            国有林熊本森林管理署            117林班の一部</p> <p>熊本県菊池郡大津町            大字外牧の一部</p> <p>熊本県阿蘇郡南阿蘇村            大字立野の一部</p>
合	



地 区 の 概 要	面積 (ha)
外輪山内壁の特異な地形で草原、森林である。	6,868
外輪山周辺の高原に位置する丘陵地である。	114
火口原に噴出した噴石丘の地形である。	38
中央火口丘山麓部の草原及び森林地域である。	3,386
火口瀬の特異な地形を有する。	171
計	15,437

(オ) 乗り入れ規制地区

車馬若しくは動力船の使用又は航空機の着陸を規制する区域を次のとおりとする

(表17：乗入れ規制地区表)

名 称	区 域	地 種 区 分
小田の池	大分県由布市 湯布院町川西字丸山の一部  (以上の区域のうち、道路、広場、田、畑、牧場及び宅地の区域を除く。)	第1種特別地域
山下池	大分県由布市 湯布院町（山下池の水面の区域）  (以上の区域のうち、道路、広場、田、畑、牧場及び宅地の区域を除く。)	第2種特別地域

区 域 概 要	面積 (ha)	備 考
<p>小田の池南東部には、湖成湿原が存在し、ヌマクロボスゲを含むヌマガヤ群落、ミカヅキグサ、ヤチカワズスゲ、コタヌキモ等北方要素の植物を含むイヌハナ=コアナミズゴケ群落等が見られ、西南日本の山地湿原として極めて特異であり、学術的に貴重なものである。</p> <p>また、小田の池、山下池ともマガモ、ヤマセミ、し、大分県鳥獣保護区特別保護地区に指定されている。</p>	31	
<p>近年、レクリエーションの多様化に伴い、周辺のダム湖等では水上バイク、モーターボート等の利用が増加しており、当該地においても今後そのような利用が行われる動きがみられる。</p> <p>本指定区域は、水上バイク、モーターボート等の利用によっておびやかされる、貴重な植物、鳥類の生息環境を保全する目的で選定したものである。</p>	39	



- イ 普通地域  
普通地域の区域を次のとおりとする。

(表18：普通地域表)

都道府県名	区 域	面積 (ha)
熊本県	菊池市内及び阿蘇市内 国有林熊本森林管理署 1 林班、2 林班、7 林班及び13 林班から18林班までの全部並びに 3 林班から 6 林班まで、8 林班から10林班まで、12林班及び19林班の各一部 菊池市 大字原の一部	292
	阿蘇市 大字今町、一の宮町中坂梨、大字内牧、大字小野田、大字黒流町、大字無田及び大字役犬原の全部並びに大字赤水、大字跡ヶ瀬、一の宮町荻の草、一の宮町北坂梨、一の宮町坂梨、一の宮町三野、一の宮町手野、一の宮町中通、一の宮町宮地、大字小倉、大字小里、大字乙姫、大字狩尾、大字蔵原、大字車埴、大字黒川、大字小池、大字竹原、大字永草、大字西小園、大字西町、大字西湯浦、大字石的、大字三久保、大字南宮原、大字山田及び大字湯浦の各一部	20,050
	菊池郡大津町内 国有林熊本森林管理署117林班の一部 菊池郡大津町 大字古城、大字外牧及び大字真木の各一部	408
	阿蘇郡南小国町 大字満願寺の一部	809
	阿蘇郡小国町内 国有林熊本森林管理署238林班の一部 阿蘇郡小国町 大字上田、大字北里及び大字西里の各一部	1,302
	阿蘇郡産山村 大字田尻の一部	382

都道府県名	区 域	面積 (ha)	
熊本県	阿蘇郡高森町 大字上色見、大字色見及び大字高森の各一部	2,054	
	阿蘇郡南阿蘇村内 国有林熊本森林管理署120林班の全部 阿蘇郡南阿蘇村 大字一関、大字河陰、大字河陽、大字下野、大字白川、大字立野、大字中松、大字長野、大字久石、大字吉田及び大字両併の各一部	8,026	
		小計	33,323
大分県	竹田市内 国有林大分森林管理署2072林班の一部 竹田市 久住町大字有氏及び久住町大字久住の各一部	1,880	
	由布市 庄内町阿蘇野の一部	837	
	玖珠郡九重町内 国有林大分西部森林管理署226林班の一部 玖珠郡九重町 大字田野及び大字湯坪の各一部	917	
		小計	3,634
合 計		36,957	



- (5) 保護施設計画  
保護施設計画を次のとおりとする。

(表19：保護施設表)

番号	種 類	位 置
1	砂 防 施 設	熊本県阿蘇郡阿蘇町（火口西）
2	植生復元施設	熊本県阿蘇郡阿蘇町及び 熊本県阿蘇郡白水村（古坊中）
3	植生復元施設	熊本県阿蘇郡阿蘇町（草千里）
4	植生復元施設	熊本県阿蘇郡阿蘇町（米塚）
5	植生復元施設	大分県玖珠郡九重町（牧ノ戸峠）
6	自然再生施設	熊本県阿蘇市、阿蘇郡南小国町、同郡小国町、同 郡産山村、同郡高森町及び同郡南阿蘇村（阿蘇草原）



整備方針	旧計画との関係
中岳火口縁の浸食が著しい地点に設ける。	昭54. 12. 14告示
火山ガス及び害虫による被害から中岳周辺のミヤマキリシマの群落を保護するために設ける。	昭54. 12. 14告示
人及び乗馬の入り込みによる被害から草千里の野草地を保護するために設ける。	昭54. 12. 14告示
米塚の土塁縁を保護するために設ける。	昭54. 12. 14告示
利用者の入り込みによる植生の破壊を防止するため整備する。	昭56. 12. 14告示
<p>草原（野草地）の野焼きを継続・復活するための整備、採草等の管理を促進するための整備を、様々な関係者との協力より行う。</p> <p>また、草原内に点在する湿地や希少種の生息・生育地について、当該地及びその周辺環境を整備する。</p> <p>さらに、草原環境た自然再生事業に関する情報を発信し、草原環境教育を推進するため、草原再生活動の拠点施設や希少植物等の展示草原を整備する。</p>	平17. 7. 12告示

(6) 利用施設計画

ア 集団施設地区

集団施設地区を次のとおりとする。

(表20：集団施設地区表)

番号	名称	区 域	計 画 目 標
1	瀬の本	熊本県阿蘇郡南小国町 大字満願寺の一部	<p>当地区は、本公園の利用幹線である別府阿蘇線道路（車道）の沿線で九重山群の西麓に位置し、広大な原野景観とその彼方の阿蘇五岳を遠望できる景勝の地である。</p> <p>この恵まれた景観や良好なアクセスを活かし、道路沿線の休憩地・情報発信基地とするとともに、別府と阿蘇の中継地として、快適な宿泊拠点となるよう施設を計画するものとする。</p>

整備計画区及び基盤施設	整備方針	面積(ha)	旧計画との関係
西部整備計画区	<p>幹線道路から少し奥に位置し、主に宿泊者を対象とした計画区である。</p> <p>既存ホテル及びユースホステル等を適切に維持管理しつつ、快適な宿泊拠点として施設の整備を図る。</p>	38.4	<p>一般計画 昭54.12.14決定</p> <p>区域指定及び詳細計画 昭56.7.20決定</p>
東部整備計画区	<p>主に、本公園の幹線道路である別府阿蘇線道路(車道)を利用する日帰り利用者のための計画区である。</p> <p>休憩所、運動広場、野営場等の既存施設を適切に維持管理しつつ、積極的な自然とのふれあいを促進するため、休憩所等には利用者への情報発信のための施設を付帯整備する。</p> <p>なお、休憩所等の建物は、阿蘇五岳や九重山群等の展望景観の保護に留意した適正な規模とする。</p>	38.2	<p>同計画を再検討のため再告示 昭56.12.14</p> <p>区域の拡張及び整備計画区の決定 平7.12.12</p>
道路(歩道)	<p>旧街道や別府阿蘇線道路(車道)東側の草地、クヌギ、コナラ林を活かしつつ、各施設を有機的に連絡する展望、自然探勝のための歩道を整備する。</p>		
面積計	国	0	私
	公	23.5	53.1
			76.6

番号	名称	区 域	計 画 目 標
2	南阿蘇	熊本県阿蘇郡高森町 大字高森の一部	<p>当地区は、南阿蘇地区の東端、カルデラ壁の裾野の標高650m内外の傾斜地に位置し、前面に根子岳、高岳の雄大な景観が、背後には南外輪山の特異な山容が望まれ、展望に恵まれている。</p> <p>また、国道265号線により熊本・大分方面へ通じ、当地区へのアクセスも優れている。</p> <p>この恵まれた景観や良好なアクセスを活かし、南阿蘇地区の宿泊、野外レクリエーション、自然探勝等の利用の拠点となるよう施設を計画するものとする。</p>

整備計画区及び基盤施設	整備方針	面積(ha)	旧計画との関係
東部整備計画区	<p>国道265号線に面し、良好な自然環境の中にあつて、快適な宿泊、野外スポーツ、野営等を楽しむ計画区である。</p> <p>本地区の中核施設である宿舎を中心に、公共駐車場、オートキャンプも可能な野営場、野外スポーツ利用を主体とした運動広場及びテニスコート等の既存施設を適切に維持管理しつつ、快適な利用が図れるよう施設の整備を図る。</p> <p>また、阿蘇の自然とのふれあいを促進するため、ビジターセンター及びその南側の野草園、遊歩道並びに展望休憩を目的とした園地を整備する。</p> <p>なお、当整備計画区に奥行きを持たせ、阿蘇五岳の良好な自然景観を保持し、快適性の高い地区とするとともに、車道沿線の景観を維持するため、国道から30m幅を緩衝緑地とする。</p>	40.3	<p>一般計画及び詳細計画 昭54.12.14決定</p> <p>同計画を再検討のため再告示 昭56.12.14決定</p> <p>整備計画区 平7.12.12決定</p>
西部整備計画区	<p>ラクダ山の北山腹に位置する自然探勝のための計画区である。</p> <p>ラクダ山の特異な地形・景観の保護に留意しつつ、草原に自生する野草、草原性の野鳥や根子岳・高岳のの景観等の自然を楽しみ探勝するための利用地として、歩道、展望広場等を整備する。</p>	32.0	
道路(歩道)	各施設を有機的に連絡する自然探勝及び散策のための歩道を整備する。		
面積計	国	0	
	公	72.3	
	私	0	
		72.3	

番号	名称	区 域	計 画 目 標
3	地獄垂玉	熊本県阿蘇郡南阿蘇村 大字河陽の一部	<p>当地区は、阿蘇五岳の西麓に位置し、山あいの湯治場の雰囲気を残す温泉地で、噴気現象、瀑布等の良好な自然環境を有する。</p> <p>このような自然環境を活かして温泉保養、自然探勝のための滞在型の利用拠点として、施設を計画するものとする。</p>

整備計画区	整備方針	面積 (ha)			旧計画との関係
地獄垂玉整備計画区	湯治場の雰囲気を残す既存温泉旅館を適切に維持管理しつつ、施設を整備する。 宿舍周辺は、噴気現象、瀑布等を探勝するための歩道及び駐車場を整備するとともに、小高い丘陵地や草地を利用して、展望休憩のための広場等を整備する。	31.6			一般計画 昭54.12.14決定  区域指定及び詳細計画 昭56.7.20決定  同計画を再検討のため再告示 昭56.12.14決定  整備計画区 平7.12.12決定
面積計		国	公	私	
		0	12.5	19.1	
		31.6			

番号	名 称	区 域	計 画 目 標
4	久住高原	大分県竹田市久住町 大字久住の一部	<p>九重山群の南麓に広がる広大な草原と溪流沿いのミズナラ、リョウブ等の自然林を含む地域である。</p> <p>本地区の自然の多様性を活かし、九重山郡南麓の利用拠点として、宿泊、野営、休養及び自然探勝のための施設を計画するものとする。</p>



整備計画区	整備方針	面積 (ha)	旧計画との関係
久住高原整備計画区	<p>久住高原の展望にすぐれた立地条件を活かし、主に家族連れを対象にした宿泊施設、オートキャンプも可能な野営場、多目的広場や運動施設等を整備する。</p> <p>また、自然体験型利用を促進するためのビジターセンター、自然探勝路や展望休憩所等を整備する。</p> <p>なお、施設整備にあたっては、久住山表登山道沿いに開けた自然草地と久住山等の展望景観の保全に留意する。</p> <p>さらに、給排水については湧水を水源とする給水のための施設及び排水を処理するための施設を整備する。</p>	43.0	<p>一般計画 昭26. 12. 28決定</p> <p>区域指定及び詳細計画 昭56. 12. 14決定</p> <p>区域変更 詳細計画変更 昭和61. 9. 10</p> <p>整備計画区 平7. 12. 12決定</p>
面積計	国	0	
	公	43.0	
	私	0	
		43.0	

番号	名 称	区 域	計 画 目 標
5	長者原	大分県玖珠郡九重町 大字田野の一部	<p>当地区は、本公園の利用幹線である別府阿蘇線道路（車道）の沿線で、九重山群の北西麓の飯田高原地内に位置し、草地やクスギ・ミズナラ等の二次林、湿原及び温泉等の良好な自然環境を有する。この恵まれた自然環境や良好なアクセスを活かし、くじゅう地域における自然探勝、登山、避暑、湯治等自然とのふれあいの拠点として、探勝、宿泊及び休養のための施設を計画するものとする。</p>

整備計画区及び基盤施設	整備方針	面積 (ha)	旧計画との関係
松の台整備計画区	<p>草原と二次林を活かした宿泊及び自然探勝利用を主とした計画区である。</p> <p>田原長者原線道路(車道)西側の草原及び二次林においては、オートキャンプも可能な野営場等を整備し、別府阿蘇線道路(車道)東側は、草原を保全しつつ既存ホテルの適切な維持管理を図るとともに、多目的広場や自然探勝路等を整備する。</p> <p>なお、両道路に挟まれたところは、主に園地として整備する。</p>	89.6	<p>一般計画 昭41.8.26決定</p> <p>詳細計画 昭56.12.14決定</p> <p>区域変更及び整備計画区 平7.12.12 決定</p>
中央整備計画区	<p>くじゅう地域の草原、湿原、火山、森林等の自然とのふれあいのための中心的な計画区である。</p> <p>自然とのふれあい利用を促進するための中核施設として別府阿蘇線道路(車道)東側にビジターセンターや自然研究路等を一体的に整備するとともに、西側には主に園地、駐車場等を整備する。</p> <p>また、バス路線等のターミナルとして案内所、休憩所等を整備する。</p>	33.0	
寒ノ地獄整備計画区	<p>森林に囲まれた保養と湯治のための宿泊利用を主とした計画区である。</p> <p>森林の保護を図りつつ、ホテル、旅館及び野営場等を整備する。</p>	64.0	

番号	名 称	区 域	計 画 目 標

整備計画区及び基盤施設	整備方針	面積 (ha)			旧計画との関係
道路 (歩道)	各施設を有機的に連絡する自然探勝及び散策のための歩道を整備する。				
給水施設及び排水施設	各整備計画区の施設へ給水するための施設及び汚排水処理のための施設を整備する。				
面積計		国	公	私	
		59.5	4.4	122.7	
		186.6			

- イ 単独施設  
 単独施設を次のとおりとする。

(表21：単独施設表)

番号	種類	位置
1	園地	熊本県菊池市及び熊本県阿蘇市（菊池溪谷）
3	駐車場	熊本県菊池市（菊池溪谷）
6	園地	熊本県阿蘇市（城山）
8	園地	熊本県阿蘇市（仙酔峡）
11	園地	熊本県阿蘇市（兜岩）
12	園地	熊本県阿蘇市（大観峰）
13	園地	熊本県阿蘇市（坊中三合目）
14	野営場	熊本県阿蘇市（坊中三合目）
15	園地	熊本県阿蘇市（杵島岳麓）
16	園地	熊本県阿蘇市（草千里）
17	休憩所	熊本県阿蘇市（草千里）
18	駐車場	熊本県阿蘇市（草千里）
19	給水施設	熊本県阿蘇市（草千里）
20	博物展示施設	熊本県阿蘇市（草千里）
21	園地	熊本県阿蘇市及び熊本県阿蘇郡南阿蘇村（古坊中）

整備方針	旧計画との関係
溪谷の探勝、休憩散策園地として整備する。	昭 54. 12. 14 告示
溪谷探勝者のための駐車場として整備する。	昭 54. 12. 14 告示
九州横断道路沿線であり、阿蘇五岳の展望で著名な地であるので休憩、展望園地として充実を図る。	昭 54. 12. 14 告示
ロープウエーへの乗り替え地点であり、ミヤマキリシマの探勝地として重要な地区であるので必要な施設の充実を図る。	昭 54. 12. 14 告示
展望、休憩園地として整備する。	昭 54. 12. 14 告示
主要な利用道路（車道）に隣接した展望、休憩、散策園地として充実を図る。取付の車道を付帯させるものとする。	昭 54. 12. 14 告示
休憩園地として整備する。	昭 54. 12. 14 告示
阿蘇五岳を探勝する基地としての野営場の充実を図る。	昭 54. 12. 14 告示
展望、休憩園地として整備する。	昭 54. 12. 14 告示
展望、休憩園地として整備する。	昭 54. 12. 14 告示
草千里の利用者のための休憩所として整備する。	昭 56. 2. 3 告示
草千里の利用者のための駐車場として整備する。	昭 54. 12. 14 告示
草千里地区を対象とする給水施設として整備する。	昭 56. 2. 3 告示
阿蘇地区利用者のため、火山活動等についての解説展示を主体とした展示施設を整備する。	昭 56. 3. 25 告示
中岳火口探勝の中心的利用基地であり、広場として整備充実を図る。	昭 54. 12. 14 告示

番号	種類	位置
22	休憩所	熊本県阿蘇市及び熊本県阿蘇郡南阿蘇村（古坊中）
23	駐車場	熊本県阿蘇市及び熊本県阿蘇郡南阿蘇村（古坊中）
24	給水施設	熊本県阿蘇市及び熊本県阿蘇郡南阿蘇村（古坊中）
25	ゴルフ場	熊本県阿蘇市及び熊本県阿蘇郡南阿蘇村（赤水）
26	ゴルフ場	熊本県阿蘇市及び熊本県阿蘇郡南阿蘇村（湯の谷）
28	園地	熊本県阿蘇郡産山村（上田尻）
31	避難小屋	熊本県阿蘇郡高森町（高岳）
32	野営場	熊本県阿蘇郡高森町（鍋の平）
33	園地	熊本県阿蘇郡南阿蘇村（池の窪）
36	宿舎	熊本県阿蘇郡南阿蘇村（湯の谷）
39	園地	大分県別府市（扇山）
40	ゴルフ場	大分県別府市（扇山）
41	園地	大分県別府市（鶴見岳山頂）
42	園地	大分県別府市及び大分県由布市（猪の瀬戸峠）
43	避難小屋	大分県別府市及び大分県由布市（由布岳）
44	園地	大分県別府市（猪の瀬戸）
45	園地	大分県別府市（志高湖）



整 備 方 針	旧計画との関係
中岳火口探勝の中心的利用基地であり、休憩所として整備充実を図る。	昭 54. 12. 14 告示
中岳火口探勝者のための駐車場として整備する。	昭 54. 12. 14 告示
中岳火口探勝の中心的利用基地として施設の充実を図る	昭 54. 12. 14 告示
現況のゴルフ場を維持する。	昭 54. 12. 14 告示
現況のゴルフ場を維持する。	昭 54. 12. 14 告示
休憩園地として充実を図る。	昭 54. 12. 14 告示
小規模な施設とする。	昭 54. 12. 14 告示
青少年向けの野営場として整備する。	昭 54. 12. 14 告示
休憩園地として整備する。	昭 54. 12. 14 告示
湯の谷温泉を中心とした宿泊施設（ホテル、旅館）の充実を図る。	昭 54. 12. 14 告示
展望とピクニックを主体とした園地として整備する。	昭 56. 12. 14 告示
現況を維持する。	昭 56. 12. 14 告示
高山植物の観察、鑑賞及び周辺一帯の展望のための園地として整備する。	昭 56. 12. 14 告示
由布岳、鶴見岳縦走路の中継及び両岳山麓の自然探勝のための施設として整備する。	昭 56. 12. 14 告示
登山者の安全を図る施設として整備する。	昭 56. 12. 14 告示
湿原の生成と湿原に生息する動植物等の観察の場として整備する。	昭 56. 12. 14 告示
志高湖を中心に諸施設を整備し、水辺利用の場とする。	昭 56. 12. 14 告示

番号	種類	位置
46	宿舎	大分県別府市（志高湖）
47	野営場	大分県別府市（志高湖）
48	園地	大分県別府市（城島高原）
49	宿舎	大分県別府市（城島高原）
51	園地	大分県別府市（由布岳南登山口）
52	野営場	大分県由布市（西の大原）
53	園地	大分県由布市（黒岳男池）
54	園地	大分県由布市（白水）
55	宿舎	大分県由布市（白水）
56	野営場	大分県由布市（白水）
57	園地	大分県由布市（狭霧台）
58	園地	大分県由布市、大分県玖珠郡九重町及び大分県玖珠郡玖珠町（水分峠）
59	園地	大分県由布市（小田の池）
60	園地	大分県由布市（山下池）
61	宿舎	大分県由布市（山下池）
62	野営場	大分県由布市（山下池）
63	避難小屋	大分県竹田市（黒岳）

整備方針	旧計画との関係
志高湖を中心に諸施設を整備し、水辺利用の場とする。	昭 56.12.14 告示
	昭 56.12.14 告示
宿舎及び園地を整備する。	昭 56.12.14 告示
	昭 56.12.14 告示
由布岳の登山基地及び自然探勝のための休憩、ピクニックの場として整備する。	昭 56.12.14 告示
平治岳、黒岳に囲まれた良好な自然環境を活かした休養的利用の場として整備する。	昭 56.12.14 告示
優れた自然林と湧水など自然現象の探勝の場として整備する。	昭 56.12.14 告示
優れた自然林と鉱泉を活用し、自然探勝と保養の場として整備する。	昭 56.12.14 告示
	昭 56.12.14 告示
	昭 56.12.14 告示
別府阿蘇線（車道）の展望休憩のための園地として整備する。	昭 56.12.14 告示
別府阿蘇線（車道）の展望休憩のための園地として整備する。	昭 56.12.14 告示
別府阿蘇線（車道）の展望休憩のための園地として整備する。	昭 56.12.14 告示
山下池を中心とした閑静な水辺利用の場として整備する。	昭 56.12.14 告示
	昭 56.12.14 告示
	昭 56.12.14 告示
登山者の安全を図る施設として整備する。	昭 56.12.14 告示

番号	種類	位置
64	避難小屋	大分県竹田市（大船山）
65	宿舎	大分県竹田市（法華院）
66	野営場	大分県竹田市（法華院）
67	避難小屋	大分県竹田市（久住山）
68	避難小屋	大分県竹田市（久住御池）
69	園地	大分県竹田市（鍋割峠）
70	園地	大分県竹田市（字見台）
71	園地	大分県竹田市（赤川）
72	宿舎	大分県竹田市（赤川）
73	野営場	大分県竹田市（赤川）
74	園地	大分県玖珠郡九重町（朝日台）
75	園地	大分県玖珠郡九重町（泉水山麓）
76	野営場	大分県玖珠郡九重町（泉水山麓）
77	園地	大分県玖珠郡九重町（タデ原）
78	園地	大分県玖珠郡九重町（筋湯）
79	宿舎	大分県玖珠郡九重町（筋湯）
80	駐車場	大分県玖珠郡九重町（筋湯）
81	公衆浴場	大分県玖珠郡九重町（筋湯）
82	避難小屋	大分県玖珠郡九重町（諏蛾守越）

整備方針	旧計画との関係
登山者の安全を図る施設として整備する。	昭 56. 12. 14 告示
久住山、大船山等への登山基地とするとともに、温泉を活用した保養的利用を考慮する。	昭 56. 12. 14 告示
	昭 56. 12. 14 告示
登山者の安全を図る施設として整備する。	昭 56. 12. 14 告示
登山者の安全を図る施設として整備する。	昭 56. 12. 14 告示
佐渡窪周辺の自然探勝の場とするとともに、九重山群と南麓との中継点として整備する。	昭 56. 12. 14 告示
久住小国線（車道）の展望休憩のための園地として整備する。	昭 56. 12. 14 告示
九重山群南麓の利用基地として整備する。	昭 56. 12. 14 告示
	昭 56. 12. 14 告示
	昭 56. 12. 14 告示
別府阿蘇線（車道）の展望休憩のための園地として整備する。	昭 56. 12. 14 告示
広大な草原を利用して野営場及び園地を整備する。	昭 56. 12. 14 告示
	昭 56. 12. 14 告示
湿原植生の観察の場として整備する。	昭 56. 12. 14 告示
温泉を中心とした保養地として整備する。	昭 56. 12. 14 告示
	昭 56. 12. 14 告示
	昭 56. 12. 14 告示
	昭 56. 12. 14 告示
登山者の安全を図る施設として整備する。	昭 56. 12. 14 告示

番号	種類	位置
83	園地	大分県玖珠郡九重町（牧ノ戸峠）
84	駐車場	大分県玖珠郡九重町（牧ノ戸峠）
85	園地	大分県玖珠郡九重町（瀬の本北）
87	園地	熊本県阿蘇市（西湯浦）
88	宿舎	熊本県阿蘇市（赤水）
90	園地	熊本県阿蘇市（米塚下）
91	園地	熊本県阿蘇郡高森町（御成山，高森峠）
92	園地	熊本県阿蘇郡高森町（千本桜）
93	園地	熊本県阿蘇郡南阿蘇村（俵山峠）
95	園地	大分県竹田市（字見台上）
96	園地	大分県竹田市（久住山南登山口）
97	野営場	大分県竹田市（久住山南登山口）
98	園地	大分県玖珠郡九重町（地蔵原）
99	園地	大分県玖珠郡九重町（小松地獄）
100	園地	熊本県阿蘇市及び熊本県阿蘇郡産山村（荻の草）
102	園地	熊本県阿蘇市（山田）
103	園地	熊本県阿蘇市（狩尾）
104	園地	熊本県阿蘇市（二重峠）

整備方針	旧計画との関係
九重山群の登山口として、また別府阿蘇線車道の展望休憩のための園地として整備する。	昭 56.12.14 告示
	昭 56.12.14 告示
別府阿蘇線（車道）の展望休憩のための園地として整備する。	昭 56.12.14 告示
展望、休憩地として整備する。	昭 61.9.10 告示
中央火口丘北麓の利用拠点として整備する。	昭 61.9.10 告示
自然草地とのふれあいの場として整備する。	昭 61.9.10 告示
展望、休憩地として整備する。	昭 61.9.10 告示
休憩、散策地として整備する。	昭 61.9.10 告示
展望、休憩地として整備する。	昭 61.9.10 告示
展望、休憩地として整備する。	昭 61.9.10 告示
久住山の南登山基地として、また自然草地とのふれあいの場として整備する。	昭 61.9.10 告示
	昭 61.9.10 告示
湿原の自然観察と散策の場として整備する。	昭 61.9.10 告示
地熱現象の観察の場として整備する。	昭 61.9.10 告示
阿蘇五岳とくじゅう山群の雄大な景観を活かした展望休憩の場として整備する。	平 7.12.12 告示
くじゅう山群の雄大な景観を活かした展望休憩及び草原とのふれあいの場として整備する。	平 7.12.12 告示
阿蘇五岳の雄大な景観とカルデラ壁の地形を活かした自然に親しむ場として整備する。	平 7.12.12 告示
阿蘇五岳と北外輪山の雄大な景観を活かした展望休憩の場として整備する。	平 7.12.12 告示

番号	種類	位置
106	園地	熊本県阿蘇郡南小国町（雀の地獄）
107	野営場	熊本県阿蘇郡産山村（田尻）
109	園地	熊本県阿蘇郡南阿蘇村（両併）
110	野営場	大分県別府市（城島高原）
111	運動場	大分県別府市（志高湖）
112	園地	大分県由布市（蛇越し峠）
113	園地	大分県玖珠郡九重町（八丁原）
114	運動場	大分県玖珠郡九重町（八丁原）
115	宿舎	大分県玖珠郡九重町（瀬の本北）
116	野営場	大分県玖珠郡九重町（瀬の本北）
117	乗馬施設	熊本県阿蘇市（城山北）
118	園地	熊本県阿蘇市（三久保）
119	乗馬施設	熊本県阿蘇市（草千里）
120	園地	熊本県阿蘇市（中岳中央火口）
121	園地	熊本県阿蘇市（小里）



整備方針	旧計画との関係
森林及び噴湯現象等を探勝する場として整備する。	平 7.12.12 告示
草原とふれあうための野外宿泊の拠点として整備する。	平 7.12.12 告示
阿蘇五岳と南阿蘇の雄大な景観を活かした展望休憩の場として整備する。	平 7.12.12 告示
鶴見岳山麓の野外宿泊の拠点として整備する。	平 7.12.12 告示
志高湖周辺における多目的な運動の場として整備する。	平 7.12.12 告示
別府阿蘇線道路（車道）沿線において由布岳の景観を活かした展望休憩の場として整備する。	平 7.12.12 告示
緩やかに広がる草地とその周辺に自生するミヤマキリシマ、シャクナゲ等の自然環境を活かした多様なレクリエーションの場として整備する。	平 7.12.12 告示
筋湯温泉の利用客を中心とした運動の場として整備する。	平 7.12.12 告示
阿蘇五岳の雄大な景観と九重山群の西麓の森林に囲まれた自然環境を活かした滞在拠点として整備する。	平 7.12.12 告示
阿蘇五岳の雄大な景観と九重山群の西麓の森林に囲まれた自然環境を活かした野外宿泊の拠点として整備する。	平 7.12.12 告示
阿蘇北外輪山で自然や動物とのふれあいの場として乗馬施設を整備する。	平 21.10.28 告示
内牧温泉近傍の田乙山周辺での散策・展望園地として整備する。	平 21.10.28 告示
草千里で自然や動物とのふれあいの場として乗馬施設を整備する。	平 21.10.28 告示
中岳火口探勝の展望・散策園地として整備する。	平 21.10.28 告示
多くの水鳥を始め様々な動植物が生息・生育する黒川水系の内牧遊水地を中心に、阿蘇五岳や阿蘇北外輪山の山々を見渡せる親水・散策・展望園地として整備する。	新 規

ウ 道路

(ア) 車道

車道を次のとおりとする。

(表22：道路（車道）表)

番号	路線名	区 間
1	阿蘇北外輪山線	起点－熊本県菊池市（念仏橋・国立公園境界） 終点－熊本県阿蘇市（湯浦・車道合流点） 終点－熊本県阿蘇市（中通・車道合流点） 起点－熊本県阿蘇市（手野・車道分岐点） 終点－熊本県阿蘇市（坂の上・国立公園境界）
4	宮地高森線	起点－熊本県阿蘇市（坂梨） 終点－熊本県阿蘇郡高森町（高森峠・国立公園境界）
5	仙酔峡線	起点－熊本県阿蘇市（宮地・車道分岐点） 終点－熊本県阿蘇市（仙酔峡）
6	小国阿蘇線	起点－熊本県阿蘇市（茗ヶ原西方・国立公園境界） 終点－熊本県阿蘇市（坊中・車道合流点）
7	尾ノ岳線	起点－熊本県阿蘇市（尾ノ岳・国立公園境界） 終点－熊本県阿蘇市（兜岩・車道合流点）
8	大津北外輪山線	起点－熊本県阿蘇市（二重峠・国立公園境界） 終点－熊本県阿蘇市（西湯浦・国立公園境界）
9	坊中山上線	起点－熊本県阿蘇市（阿蘇駅前） 終点－熊本県阿蘇市（山上広場）
10	阿蘇山上線	起点－熊本県阿蘇市（山上広場） 終点－熊本県阿蘇市（中岳火口縁）

主要経過地	整備方針	旧計画との関係
菊池溪谷 兜岩 大観峰 木落	菊池市方面から菊池溪谷を通り、阿蘇北外輪を通過し、阿蘇五岳を眺望する道路である。 道路沿線には、休憩のための小規模な園地を整備する。	昭 54.12.14 告示
箱石峠 大戸の口 高森	阿蘇谷から南阿蘇を経て宮崎・高千穂方面に至る車道として、また東外輪山、根子岳裾野及び高森峠のドライブや展望を楽しむ道路として整備する。	平 7.12.12 告示
小堀牧	宮地と仙酔峡を結ぶ登山車道である。	昭 54.12.14 告示
大観峰 内牧	日田、小国方面から大観峰を通り、阿蘇と結ぶ車道であり、ドライブや展望を楽しむ道路である。	昭 54.12.14 告示
尾ノ岳 斧岳	杖立、大分県下津江村と北外輪山を結ぶ車道であるとともに、尾ノ岳、斧岳への到達道路である。	昭 54.12.14 告示
兜岩	熊本大津方面と北外輪山を結ぶ車道であり、ドライブや展望を楽しむ道路である。産小屋上及び二重峠に展望、休憩のための小規模な園地を設ける。	昭 54.12.14 告示
三合目 草千里 古坊中	J R阿蘇駅と阿蘇山上を結ぶ登山車道であり、展望を楽しむ道路である。	昭 54.12.14 告示
	阿蘇山上広場と火口縁を結ぶ登山車道である。	昭 54.12.14 告示

番号	路線名	区 間
12	南阿蘇登山線	起点－熊本県阿蘇郡南阿蘇村（吉田） 終点－熊本県阿蘇郡南阿蘇村（古坊中・車道合流点）
13	長陽池の窪線	起点－熊本県阿蘇郡南阿蘇村（下田） 終点－熊本県阿蘇郡南阿蘇村（池の窪・車道合流点）
15	矢部吉田線	起点－熊本県阿蘇郡南阿蘇村（駒返峠・国立公園境界） 終点－熊本県阿蘇郡南阿蘇村（吉田）
16	赤水山上線	起点－熊本県阿蘇郡南阿蘇村（下野・車道分岐点） 終点－熊本県阿蘇市（杵島岳西麓・車道合流点）
17	湯の谷線	起点－熊本県阿蘇郡南阿蘇村（湯の谷・車道合流点） 終点－熊本県阿蘇郡南阿蘇村（湯の谷温泉）
18	別府阿蘇線	起点－大分県別府市（堀田・国立公園境界） 終点－大分県由布市（岳本・国立公園境界） 起点－大分県由布市（荒木・国立公園境界） 終点－熊本県阿蘇市（宮地・車道合流点）
19	志高湖線	起点－大分県別府市（鳥居・車道分岐点） 終点－大分県別府市（岳の脇・国立公園境界）
20	西の大原線	起点－大分県由布市（花牟礼・国立公園境界） 終点－大分県由布市（所小野・国立公園境界）
21	大船山麓線	起点－大分県竹田市（清水提東方・国立公園境界） 終点－大分県竹田市（鍋割峠）
22	赤川線	起点－大分県竹田市（赤川・車道分岐点） 終点－大分県竹田市（赤川）
23	久住高原線	起点－大分県竹田市（平木・国立公園境界） 終点－大分県竹田市（久住南登山口北西・車道合流点）
24	久住小国線	起点－大分県竹田市（牧ノ元・国立公園境界） 終点－熊本県阿蘇郡南小国町（瀬の本・国立公園境界）

主要経過地	整備方針	旧計画との関係
オカマド山 池の窪	南阿蘇と阿蘇山上を結ぶ車道として、またカル デラ地形の展望を楽しむ道路として整備する。	平 7.12.12 告示
池の窪 地獄・垂玉	地獄垂玉集団施設地区へのアプローチ道路とし て、また阿蘇山上方面への連絡道路として整備す る。	平 7.12.12 告示
駒返峠	矢部方面と南阿蘇を結ぶ連絡道路として整備す る。	平 7.12.12 告示
米塚	熊本市方面と阿蘇山上を結ぶ登山車道であり展 望を楽しむ道路とする。上米塚に展望のための小 規模な園地を設ける。	昭 54.12.14 告示
	湯の谷温泉への到達道路である。	昭 54.12.14 告示
城島高原 湯布院 長者原 牧ノ戸峠	由布鶴見、九重、阿蘇の各地域を結ぶ基幹車道 として展望に配慮し整備する。	昭 56.12.14 告示
志高湖 神楽女湖	別府阿蘇線道路（車道）から分岐し、志高湖、 神楽女湖へのアプローチ道路として整備する。	平 7.12.12 告示
男池 西の大原	九重団地北東部の基幹車道として整備する。一 般自動車道久住山南麓線とともに九重団地を周回 するルートとして、また、黒岳、男池及び西の大 原の利用ルートとして機能させる。	昭 61.9.10 告示
	久住山、大船山、法華院等の利用のための九重 山群南麓からのルートとして整備する。	昭 56.12.14 告示
	久住小国線車道と一般自動車道久住山南麓線と を連絡する車道として整備する。	昭 56.12.14 告示
久住高原集 団施設地区	久住高原集団施設地区への導入車道として整備 する。	昭 56.12.14 告示
赤川	九重団地南西山麓の基幹車道として展望に配慮 し整備する。赤川、牧ノ元間には、旧小国街道の 松並木を利用して歩道を併設する。	昭 56.12.14 告示

番号	路線名	区 間
25	田野長者原線	起点－大分県玖珠郡九重町（田野・国立公園境界） 終点－大分県玖珠郡九重町（長者原集団施設地区・車道合流点）
26	長者原筋湯線	起点－大分県玖珠郡九重町（長者原集団施設地区・車道分岐点） 終点－大分県玖珠郡九重町（筋湯・車道合流点）
27	筋湯牧ノ戸峠線	起点－大分県玖珠郡九重町（筋湯・車道分岐点） 終点－大分県玖珠郡九重町（牧ノ戸峠・車道合流点）
28	筋湯瀬の本線	起点－大分県玖珠郡九重町（湯坪・国立公園境界） 終点－大分県玖珠郡九重町（瀬の本・車道合流点）
29	地藏原線	起点－大分県玖珠郡九重町（地藏原・国立公園境界） 終点－大分県玖珠郡九重町（地藏原・国立公園境界）
30	雀の地獄線	起点－熊本県阿蘇郡南小国町（火焼輪知・国立公園境界） 終点－熊本県阿蘇郡南小国町（雀の地獄）
32	熊本南阿蘇線	起点－熊本県阿蘇郡南阿蘇村（俵山峠北・国立公園境界） 起点－熊本県阿蘇郡南阿蘇村（俵山峠・国立公園境界） 終点－熊本県阿蘇郡南阿蘇村（喜多）

主要経過地	整備方針	旧計画との関係
	九重町側からの長者原集団施設地区への到達車道として整備する。	昭 56.12.14 告示
泉水山麓	長者原集団施設地区と筋湯瀬の本線とを結ぶ車道として整備する。	昭 56.12.14 告示
	筋湯瀬の本線車道と別府阿蘇線車道を結ぶ車道として整備する。	昭 56.12.14 告示
筋湯	九重町側から別府阿蘇線車道への到達道路として整備する。	昭 56.12.14 告示
	九重団地北部からの到達車道として整備する。	昭 61.9.10 告示
	雀の地獄園地へのアプローチ道路として整備する。	平 7.12.12 告示
俵山峠	熊本方面から南阿蘇への主要なアプローチ道路として整備する。	平 7.12.12 告示

(イ) 歩道  
歩道を次のとおりとする。

(表23：道路（歩道）表)

番号	路線名	区 間
1	九州自然歩道線	起点－熊本県菊池市（念仏橋・国立公園境界） 終点－熊本県阿蘇郡南阿蘇村（駒返峠・国立公園境界） 起点－熊本県阿蘇市（宮地・歩道分岐点） 終点－熊本県阿蘇市（坂梨・歩道合流点） 起点－熊本県阿蘇郡高森町（南阿蘇集団施設地区・歩道分岐点） 終点－熊本県阿蘇郡高森町（黒岩峠・歩道合流点） 起点－熊本県阿蘇郡高森町（村山・歩道分岐点） 終点－熊本県阿蘇郡高森町（中坂峠・歩道合流点） 起点－熊本県阿蘇郡南阿蘇村（清水峠・歩道分岐点） 終点－熊本県阿蘇郡南阿蘇村（白川） 起点－熊本県阿蘇郡南阿蘇村（駒返峠・歩道分岐点） 終点－熊本県阿蘇郡南阿蘇村（久石・歩道合流点） 起点－熊本県阿蘇郡南阿蘇村（駒返峠・歩道分岐点） 終点－熊本県阿蘇郡南阿蘇村（中松・歩道合流点） 起点－熊本県阿蘇郡南阿蘇村（長谷峠・歩道分岐点） 終点－熊本県阿蘇郡南阿蘇村（見晴台駅） 起点－大分県玖珠郡九重町（地蔵原・国立公園境界） 終点－大分県玖珠郡九重町（石原・国立公園境界） 起点－大分県玖珠郡九重町（湯坪・国立公園境界） 終点－大分県竹田市町（青柳・国立公園境界） 起点－大分県竹田市（朽網分かれ・歩道分岐点） 終点－大分県竹田市（久住南登山口）
2	仙酔峡日ノ尾峠線	起点－熊本県阿蘇市（仙酔峡） 終点－熊本県阿蘇郡高森町（日ノ尾峠・歩道合流点） 終点－熊本県阿蘇市（中岳・歩道合流点） 終点－熊本県阿蘇郡高森町（高岳東・歩道合流点）
3	根子岳登山線	起点－熊本県阿蘇市（箱石峠） 終点－熊本県阿蘇郡高森町（草河原） 終点－熊本県阿蘇郡高森町（前原）
4	内牧大観峰線	起点－熊本県阿蘇市（内牧・歩道分岐点） 終点－熊本県阿蘇市（大観峰）
5	坊中阿蘇山上線	起点－熊本県阿蘇市（坊中） 終点－熊本県阿蘇市（古坊中・歩道合流点）



主要経過地	整備方針	旧計画との関係
菊池溪谷 内牧温泉 日ノ尾峠 鍋の平 国民休暇村 高森峠 長谷峠 天神峠 駒返峠 牧ノ戸峠 長者原 坊ガツル グリーンピ ア 銚立峠 地藏原 久住高原	九州自然歩道として整備する。	平 7.12.12 告示
中岳山頂 高岳山頂 高岳避難小屋	仙酔峡及び日ノ尾峠から高岳への登山路として整備する。 檜尾岳と中岳を結ぶ区間を追加し火口周辺立入規制時にも利用できるよう整備する。	昭 56. 2. 3 告示
根子岳山頂	根子岳山頂を望む一般登山路として整備する。	平 7.12.12 告示
	内牧と大観峰を結ぶ探勝路とする。	昭 54.12.14 告示
古坊中三合目	坊中と阿蘇山上を結ぶ登山路とする。	昭 54.12.14 告示

番号	路線名	区 間
6	草千里中岳火口線	起点－熊本県阿蘇市（草千里） 終点－熊本県阿蘇市（中岳旧火口縁）
7	杵島岳登山線	起点－熊本県阿蘇市（草千里北・歩道分岐点） 終点－熊本県阿蘇市（杵島岳麓・歩道合流点） 終点－熊本県阿蘇市（杵島岳中腹・歩道合流点） 終点－熊本県阿蘇市（杵島岳東麓・歩道合流点）
8	烏帽子岳登山線	起点－熊本県阿蘇市（草千里北） 終点－熊本県阿蘇郡南阿蘇村（草千里南・歩道合流点）
9	古坊中中岳山頂線	起点－熊本県阿蘇郡南阿蘇村（山上広場） 起点－熊本県阿蘇市（砂千里・歩道分岐点） 終点－熊本県阿蘇（中岳山頂・歩道合流点）
10	涌蓋山登山線	起点－熊本県阿蘇郡小国町及び 大分県玖珠郡九重町（岐ノ湯・国立公園境界） 終点－大分県玖珠郡九重町（ヒゼン湯）
11	高森阿蘇山上線	起点－熊本県阿蘇郡高森町（南阿蘇集団施設地区） 終点－熊本県阿蘇郡南阿蘇村（砂千里・歩道合流点）
14	中松地蔵峠線	起点－熊本県阿蘇郡南阿蘇村（久石・歩道分岐点） 終点－熊本県阿蘇郡南阿蘇村（重水・歩道合流点）
15	栃ノ木草千里線	起点－熊本県阿蘇郡南阿蘇村（栃ノ木） 終点－熊本県阿蘇市（草千里）
16	下田草千里線	起点－熊本県阿蘇郡南阿蘇村（下田） 終点－熊本県阿蘇阿蘇市（草千里）
17	立野駒返峠線	起点－熊本県阿蘇郡南阿蘇村（立野） 終点－熊本県阿蘇郡南阿蘇村（地蔵峠・歩道合流点）
19	内山鶴見岳線	起点－大分県別府市（内山・国立公園境界） 終点－大分県別府市（鶴見岳北西・歩道合流点）
20	猪ノ瀬戸峠線	起点－大分県別府市（猪ノ瀬戸） 終点－大分県別府市（猪ノ瀬戸峠・歩道合流点）

主要経過地	整備方針	旧計画との関係
古坊中 山上広場 砂千里	草千里と中岳旧火口縁を結ぶ探勝路として整備する。古坊中と旧火口縁の区間は、火山防災に配慮したものとする。	昭 56. 2. 3 告示
杵島岳山頂 (周回)	杵島岳への登山路として整備する。	昭 61. 9. 10 告示
烏帽子岳山頂	草千里から烏帽子岳を周回する登山路として整備する。	昭 56. 2. 3 告示
南中岳 皿山	阿蘇山上地区より中岳への登山路として整備する。皿山を経由する区間を追加し、火口周辺立入規制時の迂回路としても整備する。	昭 56. 2. 3 告示
涌蓋山	岐ノ湯と涌蓋山を結ぶ登山路とする。涌蓋山には小規模な展望休憩のための園地を付帯させる。	昭 56. 12. 14 告示
丸山 砂千里	南阿蘇国民休暇村と阿蘇山頂を結ぶ登山路とする。	昭 54. 12. 14 告示
	中松と南外輪山を結ぶハイキングコースとする。	平 4. 8. 26 告示
湯の谷	栃ノ木温泉と草千里ヶ浜を結ぶハイキングコースとする。	昭 54. 12. 14 告示
地獄・垂玉	私鉄下田駅と草千里ヶ浜を結ぶハイキングコースとする。	昭 54. 12. 14 告示
	立野と南外輪山を結ぶハイキングコースとする。	平 4. 8. 26 告示
	鶴見岳北側から由布鶴見縦走線歩道への到達路として整備する。	昭 56. 12. 14 告示
	猪ノ瀬戸から由布鶴見縦走線歩道への到達路として整備する。	昭 56. 12. 14 告示

番号	路線名	区 間
21	由布鶴見縦走線	起点－大分県別府市（鳥居） 終点－大分県別府市（由布岳南登山口） 終点－大分県別府市（由布岳南中腹・歩道合流点） 終点－大分県別府市（鶴見岳北西・歩道合流点）
22	志高湖周回線	起点－大分県別府市（志高湖） 終点－大分県別府市（志高湖）
23	黒岳白水坊ガツル線	起点－大分県由布市（男池・歩道分岐点） 起点－大分県由布市（白水） 終点－大分県竹田市（坊ガツル・歩道合流点）
24	由布岳西登山線	起点－大分県由布市（岳本・国立公園境界） 終点－大分県由布市（合野越・歩道合流点）
25	大戸越線	起点－大分県竹田市（キリシガ浜・歩道分岐点） 終点－大分県竹田市（坊ガツル東方・歩道合流点）
26	大船山平治岳線	起点－大分県竹田市（柳ヶ水・歩道分岐点） 終点－大分県竹田市（平治岳山頂）
27	鍋割峠大船山線	起点－大分県竹田市（鍋割峠・歩道分岐点） 終点－大分県竹田市（大船山南方・歩道合流点）
28	久住山三俣山線	起点－大分県竹田市（久住分かれ・歩道分岐点） 終点－大分県竹田市（諏蛾守越・歩道合流点） 起点－大分県竹田市及び 大分県玖珠郡九重町（諏蛾守越・歩道分岐点） 終点－大分県竹田市及び 大分県玖珠郡九重町（三俣山山頂）
29	岳麓寺男池線	起点－大分県竹田市（岳麓寺・国立公園境界） 終点－大分県由布市（男池）
31	沢水稻星山線	起点－大分県竹田市（久住高原集団施設地区） 終点－大分県竹田市（稻星山北方・歩道合流点）

主要経過地	整備方針	旧計画との関係
鶴見岳 猪ノ瀬戸峠 由布岳 (迂回路2 路線)	由布、鶴見両岳を縦走する登山路として整備する。	昭 56.12.14 告示
神楽女湖	志高湖周辺の自然探勝路として整備する。	昭 56.12.14 告示
黒岳山麓 黒岳 風穴 米窪	大船山頂一帯のミヤマキリシマ群落、米窪、黒岳の天然林等の自然探勝及び大船山、黒岳を縦走する登山路として整備する。	平 7.12.12 告示
居守山	湯布院町側から由布鶴見縦走線歩道への到達路として整備する。	昭 56.12.14 告示
大戸越	岳麓寺男池線歩道から黒岳白水坊ガツル線歩道を結ぶ歩道として整備する。	昭 56.12.14 告示
大船山 大戸越	大船山南麓から大船山を経て平治岳へ至る登山路及びミヤマキリシマ、高山性植物の観察路として整備する。	昭 56.12.14 告示
	九州自然歩道から大船山平治岳線歩道を結ぶ歩道として整備する。	昭 56.12.14 告示
北千里ヶ浜 諏蛾守越	久住山と三俣山とを結ぶ歩道として整備する。	昭 56.12.14 告示
柳ヶ水 風穴 カフシ水	大船山、黒岳への登山路の一部として、また優れた自然林で湧水地、風穴等の自然探勝のための歩道として整備する。	昭 56.12.14 告示
本山滝 稲星山	久住高原集団施設地区から稲星山を経て久住山への登山路として整備する。	昭 56.12.14 告示

番号	路線名	区間
32	赤川扇ヶ鼻線	起点－大分県竹田市（赤川・歩道分岐点） 終点－大分県竹田市（字見台上・一般自動車道合流点） 終点－大分県竹田市（扇ヶ鼻・歩道合流点）
33	赤川久住山線	起点－大分県竹田市（赤川） 終点－大分県竹田市（久住山山頂・歩道合流点）
34	久住山南登山線	起点－大分県竹田市（久住南登山口） 起点－大分県竹田市（東千里ヶ浜・歩道合流点）
35	長者原法華院線	起点－大分県玖珠郡九重町（長者原集団施設地区） 終点－大分県竹田市（法華院・歩道合流点）
36	吉部坊ガツル線	起点－大分県玖珠郡九重町（吉部・国立公園境界） 終点－大分県竹田市（坊ガツル北方・歩道合流点）
37	牧ノ戸峠法華院線	起点－大分県玖珠郡九重町（牧ノ戸峠・歩道分岐点） 終点－大分県竹田市（法華院・歩道合流点） 終点－大分県竹田市（稲星山北方・歩道合流点）
39	黒岩山泉水山線	起点－大分県玖珠郡九重町（長者原集団施設地区） 終点－大分県玖珠郡九重町（牧ノ戸峠・歩道合流点）
40	獵師山一目山線	起点－大分県玖珠郡九重町（牧ノ戸峠・歩道分岐点） 終点－大分県玖珠郡九重町（涌蓋山南麓・歩道合流点）

主要経過地	整備方針	旧計画との関係
	赤川から牧ノ戸峠法華院線歩道への到達路として、また扇ヶ鼻周辺の高山植物の観察路として整備する。	昭 61. 9. 10 告示
	赤川から久住山への登山路として整備する。	昭 56. 12. 14 告示
	久住山南登山口（畜産試験場側）から久住山への登山路として整備する。	昭 56. 12. 14 告示
諏蛾守越	長者原集団施設地区から法華院へ至る歩道として整備する。	昭 56. 12. 14 告示
暮雨溪谷	九重山群北側から鳴子川沿いに坊ガツルへ至る優れた自然林の探勝路として整備する。	昭 56. 12. 14 告示
西千里ヶ浜 久住山 東千里ヶ浜 中岳	牧ノ戸峠から久住山を縦走して法華院へ至る歩道として整備する。	昭 56. 12. 14 告示
黒岩山 泉水山	長者原集団施設地区から泉水山、黒岩山を経て牧ノ戸峠の至る登山路として整備する。	平 7. 12. 12 告示
獵師山 一目山	牧ノ戸峠から獵師山、一目山を経て涌蓋山南麓へ至る縦走路として整備する。	平 7. 12. 12 告示

エ 運輸施設  
 運輸施設を次のとおりとする。

(表24：運輸施設表)

番号	路線名	種類	区 間
1	仙酔峡線	索道運送施設	起点－熊本県阿蘇市（仙酔峡） 終点－熊本県阿蘇市（中岳中腹）
2	中岳火口線	索道運送施設	起点－熊本県阿蘇市（古坊中） 終点－熊本県阿蘇市（中岳火口縁）
3	鶴見岳線	索道運送施設	起点－大分県別府市（鶴見岳南東麓） 終点－大分県別府市（鶴見岳山頂）
4	久住山南麓線	一般自動車道	起点－大分県竹田市（久住高原集団施設地区） 終点－大分県竹田市（瀬の本北）
5	獵師山線	索道運送施設	起点－大分県玖珠郡九重町（八丁原） 終点－大分県玖珠郡九重町（獵師山北麓）



主要経過地	整備方針	旧計画との関係
	仙酔峡及び中岳火口見学のためのロープウエーとして整備する。	昭 54.12.14 告示
	古坊中より中岳火口に至るロープウエーとして整備する。	昭 54.12.14 告示
	高山植物の観察及び周辺一帯の展望のための施設として機能させる。	昭 56.12.14 告示
赤川	くじゅう山群南麓の利用拠点である久住高原と瀬の本北を結ぶ有料自動車道として整備する。	平 7.12.12 告示
	猟師山山頂一帯に自生するミヤマキリシマやシャクナゲ群落の鑑賞及びくじゅう山群と阿蘇方面の展望のための施設等として整備する。	平 7.12.12 告示